

290

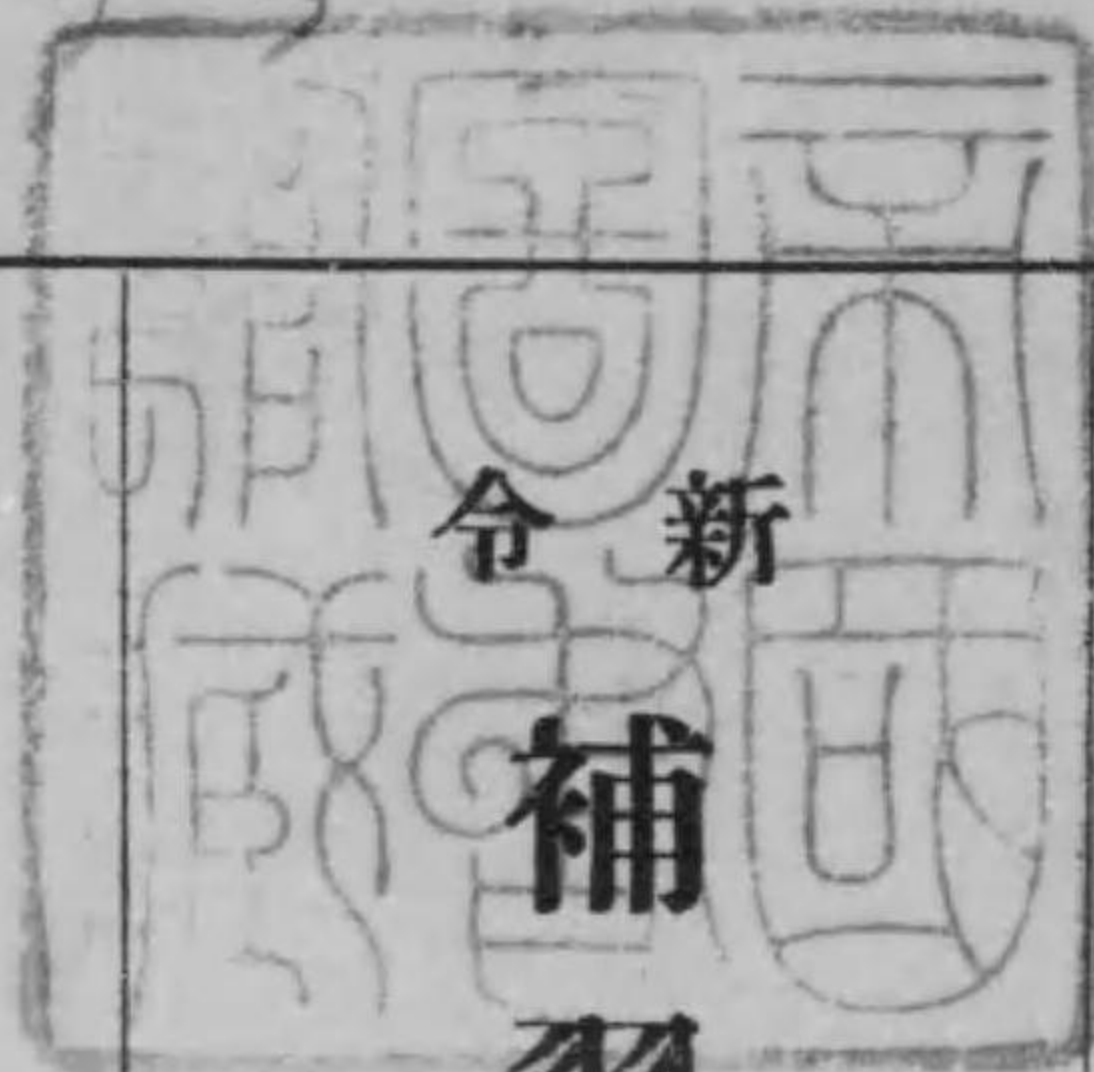
36

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^{18m} 11 12 13 14 15

始



290-36



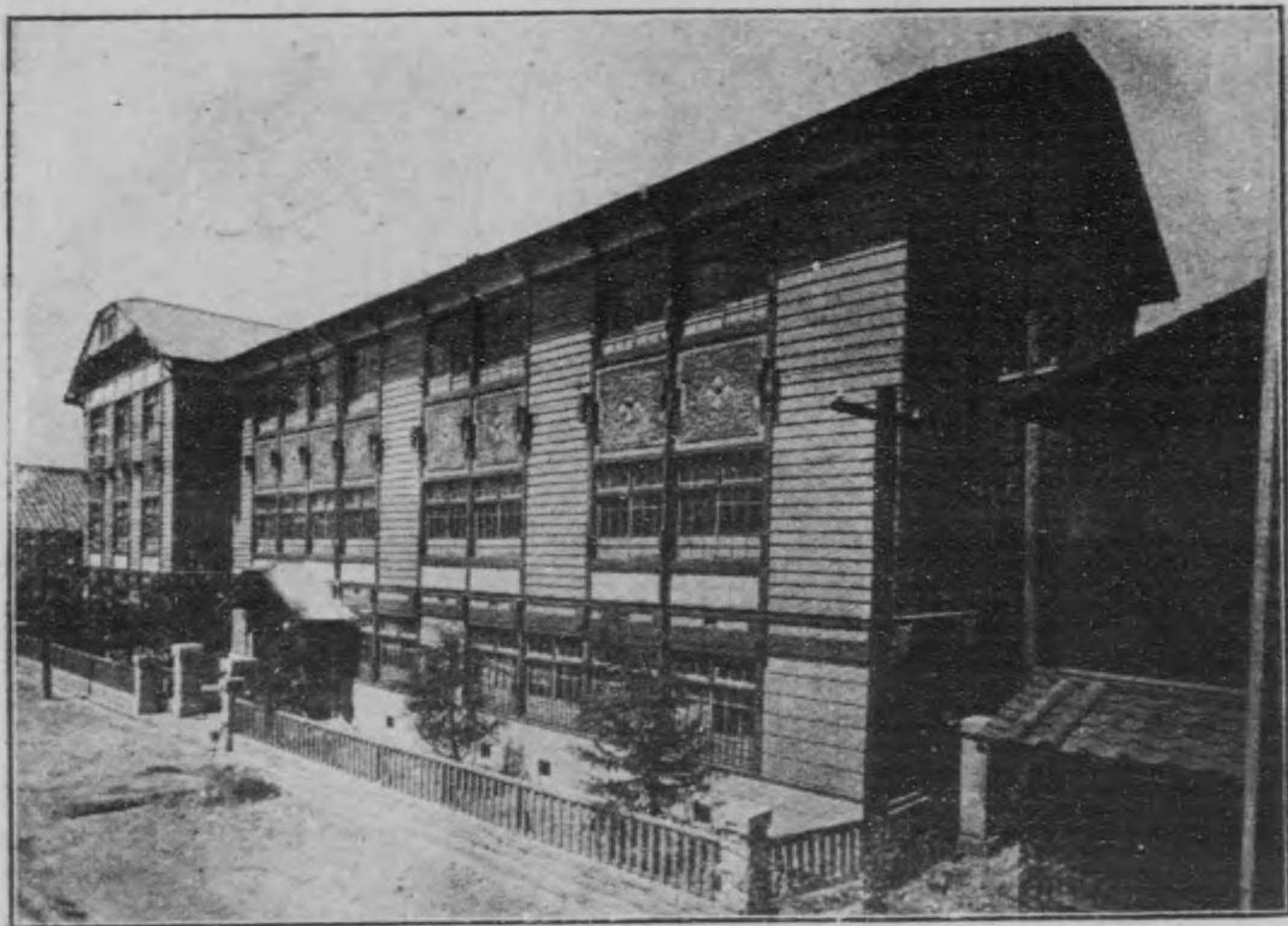
岡
篤
郎
著

新
令
補
習
教
育
と
青
年
團

大正
11. 3. 27
内交

東
京

會
社
名
弘
道
館
發
行



第一圖

大阪市立實業學校校舍前面

本校は大阪市實業補習學校の中央學校として、大正七年末設立の計畫を試みられたものであつて、大阪市内七十有餘の實業補習學校に對する一個の師範學校となり、各小學校に併設せられた實業補習學校と相提携して、大阪市の青年處女の教育を振興しようとするのである、本校は晝間商工業の簡易な實業教育を行ふ外、夕間に女子の實業補習教育、夜間に男子の高等實業補習教育を行はうとするものである、其他實業補習學校の教員養成大阪市内の徒弟補習講習、商店會社及工場の補習教育指導を行ふなど非常に多方面の社會教育に關係を有して居る。

本校々舎は工場、實習室、教室を凡て備へて居つて、實習作業に對しても十分の能力を發揮し得る設備を有して居る、位置は大阪市中島玉江町にあつて、先づ大阪市の中心に近い所に置かれて居る。



第二圖

大阪市立實業學校内部

本校の校舎は三階スレート葺であつて、第二階第三階は商工業生徒の教室及講堂を設けて、第一階は地下二尺を掘つて之をコンクリートの床とし或は板床として、電機、機械、應用化學、金屬工藝、木工業の實習工場并に鑄工、鍛工、仕上及の特別工場、木型、製圖の實習教室をも備へて居る。工場兩壁は凡て、鐵筋コンクリートを以て區劃し、第一階工場の天井は、防音響の設備を施して上階の教室に機械運轉の音響を防げるやうにして居る。

第三圖

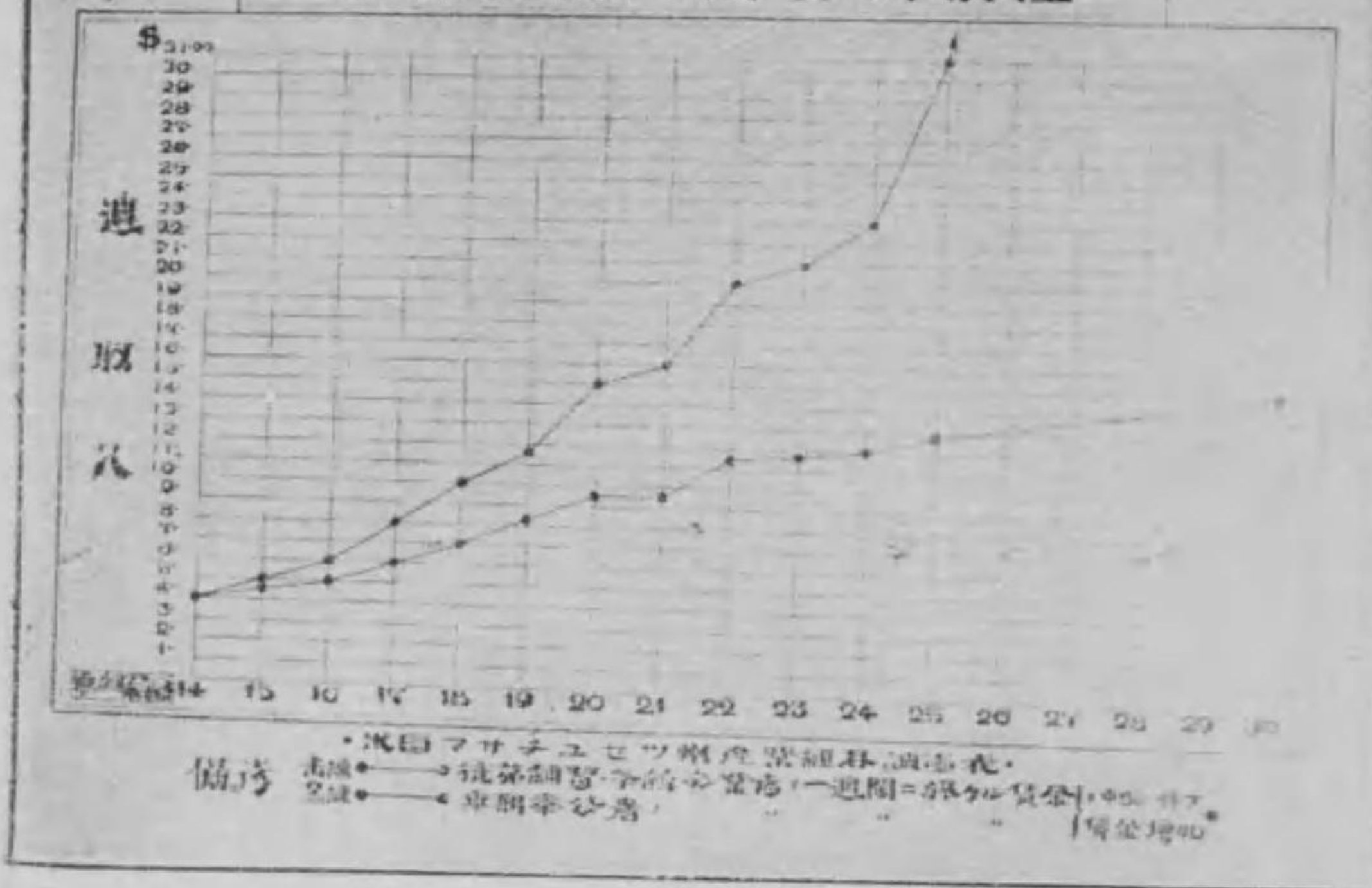
實業補習學校教育の金銭的價値の説明

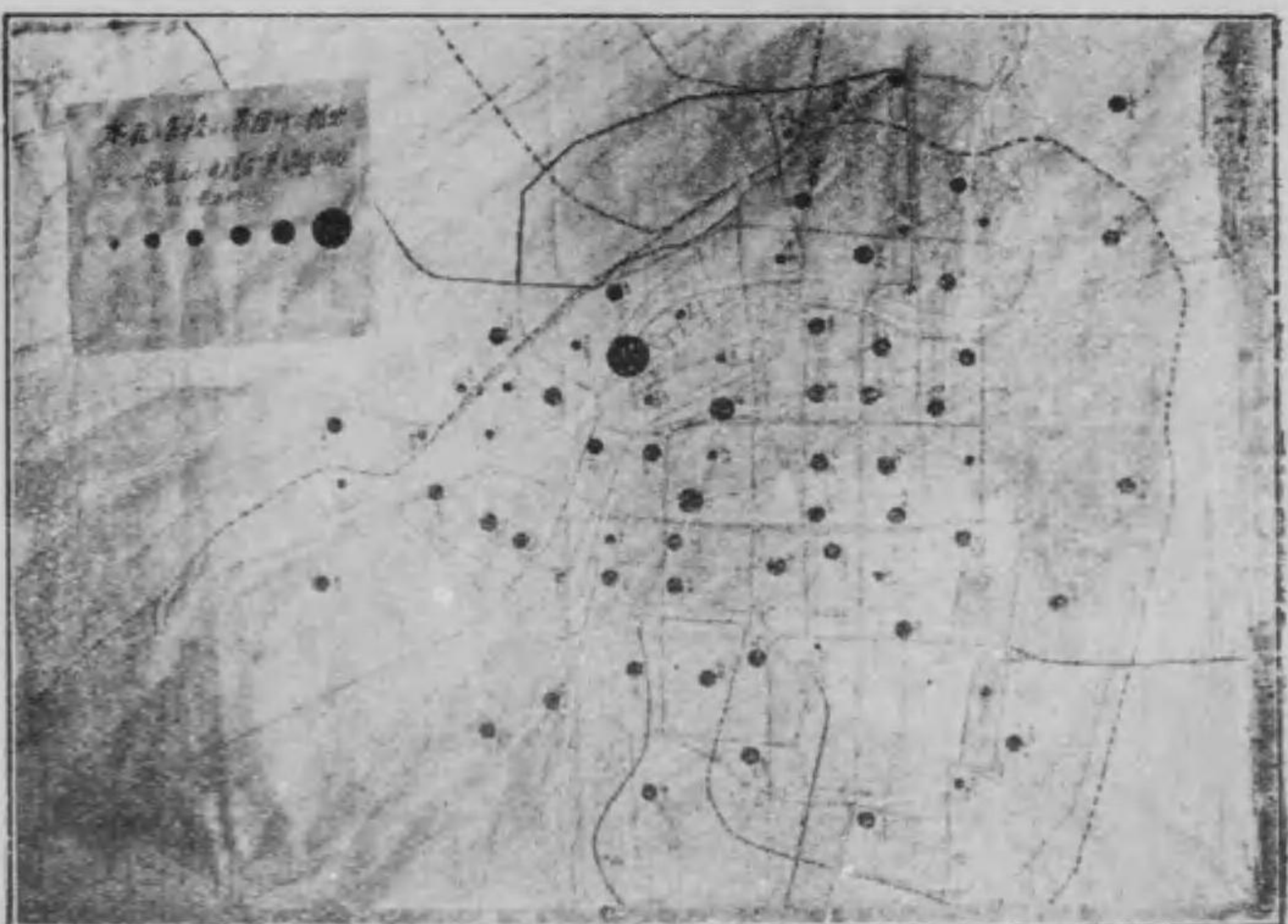
本圖は米國ホストン市にある、マサチューセツ州産業組合が補習學校の教育が如何に物質的の效果を表はすかを示すために試みた調査である。

即ち小學校卒業者が八ヶ年の義務教育を終つた後、十四歳で以て全然學校教育から絶縁された場合と、十四歳以後に於て引繼いて三ヶ年四ヶ年の實業補習教育を授けられた場合と、甲乙兩者の將來が如何に其の長い職業生活上に變動を物質的の金銭的に表現されるかを表はしたものである。

即ち滿十四歳の際四弗の賃銀を以て同じく雇傭された小學校卒業生が一方職業生活のみに没頭して、補習學校の教育を受けないものは、滿三十歳迄に辛うじて一週十五弗平均に達する間に、小學校卒業後實業補習學校の課程を終つたものは滿二十五歳で已に一週に三十一弗の高い賃銀を受け得る多數のものを出した、此れを以て、實業補習學校の教育が如何に、國民の生産能率の増進に偉大なる貢獻をするものであるかが知られるのであるまいか。

學格教育の物質的價値





第四圖

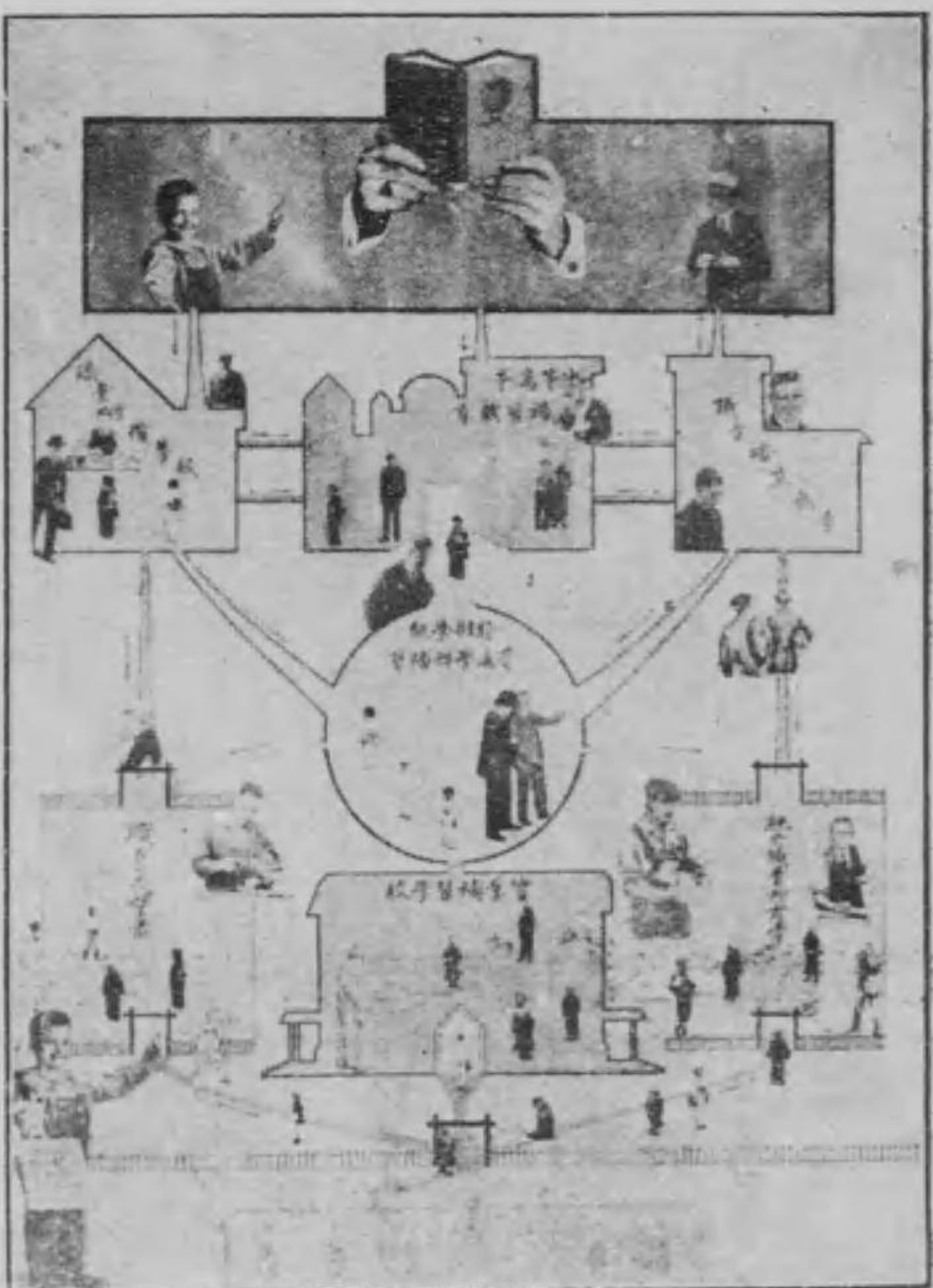
實業補習學校配置説明

市町村に於て敎校以上の實業補習學校を設置する場合には、其の地方全體の産業の根本調査を行つて、商業會議所、勸業課、商工課、同業組合等と聯絡して職業の分布状況を精査しなければならぬ、斯くして其の學校の位置と其の學校下の職業分布と其れに關係のある職業學科を其の學校に設けなければならぬ、而して敎校以上ある場合には、其の職業學科の新設に關しては、他の實業補習學校と十分な聯絡を保つて共同して其の市町村の青年教育を行ふやうにしなければならぬ、殊に實業補習學校の前期、後期更に之を卒業したものに對する高等實業補習學校との連絡關係を組織することが必要であると同時に、其の中央學校として利用されるに便利な位置を選定しなければならぬ、本圖は大阪市の中央實業補習學校としての市立實業學校を中心として、中等實業補習學校及普通實業補習學校(尋常小學校併置)との位置、配列の關係を示したものである。黒丸の大小は學級數の多少を表はし、最大の黒丸は中央實業補習學校を示したものである。

第五圖

實業補習教育の系統説明

實業補習教育の普及及發達の第一要素は實業補習教育の權威を社會に示すことにある、即ち實業補習教育なるもの、直接の効果を一般の國民に知らしめることが第一の要件である、實業補習學校の卒業生、終了生に對して、商業學校卒業程度の試験を行つて、其の學力を證明し、工業學校の卒業生に准ずる學力試験及農業學校の卒業生に准ずる學力試験を農工の實業補習學校の卒業生に行つて、其の實業界に於ける適材であることを證明する方法である、一つの實業補習教育の効果を發表する方法である、



る、或は又實業補習學校の卒業生を大學迄進學し得るの制度を作り、少くとも専門の教育を受ける機会と特權を附與するのよいことである。

以上の目的のためには實業補習學校の教育では、普通學科と職業學科との聯絡を適切にして、高等な専門の職業教育を受けやうとするものに對しては、別科と言ふ特別學級で先づ普通學科の地盤を作るやうにし、職業を求めるもの、職業を擴張しやうとするもの高等の専門技術を學ばうとするものに對し、それ／＼適當の學習の系統及組織を作らなければならぬ、本圖はホストン市の實業補習教育系統圖を改めて我國狀に合するやうに考案したものである。

もよい。

然るに、最近文部省は、輓近の世局に鑑みるところがあつて、將來の日本帝國の進運を劃するには、一般の教育の發展に俟たなければならぬが、就中實業補習教育の普及發達に努めることが、現代の日本帝國としては最も必要であると言ふことを考へて、實業補習教育の振興を主唱し、斷然、舊來の法規を改正して、新しく、實業補習學校規程、及其の施行規則、及實業補習教員養成令迄も制定するに至つたのである。

此は實に、我國民教育のために慶すべきことであつて、將來の實業補習教育の發展も、これから、一新時期を劃することと思ふ、然るに現下の出版界に於ては、寡聞の範圍内では、未だ、都市實業補習學校の經營の實際及び實業補習教育の方法、并に我國將來の實業補習教育の理想等を述べ更に外國に於て盛んに行はれて居る實業補習教育及青年團の一般を網羅して居る參考書を見ないのを遺憾とする、依て、甚だ潜越であるが、自分が、多年、青年少年の職業教育に

趣味を有し居り、且、外國の實業補習教育の一端を視察したことがあり、又最近迄大阪市の商工業の實業補習教育を引受けて、其の經營を試みたことがあるの故に一年の長として、自分の經驗から打算した、實業補習學校經營の實際と、我國の實業補習教育の一般、并に將來の實業補習教育并に青年團に對する卑見の概略を叙述したのである、若し此の小著を通じて發表した著者の愚見が、我國の實業補習教育の普及に對して、其の一波紋を印することが出来たならば、望外の幸である、唯著者としては、實業補習學校經營の激務に當つて居る際に、閑を偷んで、筆を起した草稿を急いで版に上したが爲めに、或は、不都合な誤りがありはせぬかに就て氣遣ひに堪えぬのである、望むらくは、讀者の批正の勞を惜まれないことを願ふのである、終りに本書の起草に對して著者に有力なる注言を加へられた先輩諸氏に感謝の意を表します。

大正十年秋九月

大塚の寓居にて

岡 篤 郎

序 二

大正七年の暮であつた、今の實業補習教育を行ふ學校の中で全國唯一つの専門的實業補習學校となつた大阪市立實業學校が未だ板塀に取り圍まれて山積せられた木材や石材が校地を埋めて居つた頃、私は此の土地に産まれるべき運命を持つて居つた此の補習教育の機關を創設するの命を、大阪市から受けたのである。

當時は物價の騰貴の今しも盛んな時機であつて學校の建築は勿論機械の買入にも、實に不自由な時であつて、殊に學校經營の中心となる教育家の最も缺乏して居つた頃であつた。

大正七年は暮れて、大正八年の一月、愈々地盤の工事を急ぎ、棟上げ、瓦葺き迄、凡そ四ヶ月の間最大急行の有様で、漸く第一期本校舎と工業科の實習工場の大部分が出来上がった、しかし電機科、機械科、應用化學科、金屬工藝、木

工科、製圖教室商業本科の實習室等の設備として、種々の機械器具を取り揃へなくてはならぬ、それも實業補習學校の教育に適用の出来る程度のもものを選択しなければならぬ、一方に於て、四月から生徒の募集を行はなくてはならず、學校の規則や、入學案内や、必要な書類をも認めなくてはならぬ、其他、電力の供給から瓦斯の配給のこと、小使の雇入れ教員の招聘に日夜東西に駆け廻つて、殆んど全力の續く限りの努力を試みた、其内に一人二人と教員が出来て、日々の學校開校の事務が進むにつれ、非常に學校創設の興味の深いことを感ずるやうになつた、或る親友の一人は自分のやうな、急がし屋では實業補習學校のやうな氣永い仕事には不向きであるかも知れぬ、今少し緩々やつては如何との注告をして呉れたのもあつた。

或るものは、晝間本科商工業科の教育の上に更に夕間夜學補習學校の教育のために晝夜間斷えない勞務のためには健康を害することのないやうにとの注意を促して呉れたこともあつた、しかし自分としては最初此の學校の創設の命を受ける際に覺悟はして居つたのである、本校の計劃は全國の補習教育に對する一つの改造運動であるから、兎も角も一地方のみの小問題でないことを信じて一圖に鐵砲玉になる決心をしたのである。

かくして、晝夜の業務の後には出来るだけ最近の外國の實業補習學校の規則や教育組織を涉讀し、此等諸國の制度及施設の美點を採用することにした、同時に大阪府内務部の調査、商業會議所、商品陳列所、組合事務所に就て、大阪市の商工業の狀況と職業種類の分布狀況等の調査を試み此れに依て新設の補習教育の教科目設置の根本計劃を立てたのである、殊にワシントン勞働會議の催される前後から我國の勞働運動も漸次盛んになつて來た、で此種の問題に對しても實業補習教育の施設は大に苦心しなければならぬと言ふことに就ても大に考慮を費した。

新設の學校内の補習教育計劃が漸次其の施設を行ふことが出來てからは、補習學校の修身教育、補習學校生徒の訓練問題に就て、從來、修身道德の方面の関

却されて居つた、彼の學科制の補習教育が、著しく知識本位、科目の切賣教授に偏して居ることを改善しなければならぬことや、修了生及卒業生の就職について其の職業紹介や、其の指導を行ふことが必要であることをも考へて此の施設を行つた。

更に實業補習學校教育が門戸開放の教育であると言ふ精神から、月謝を全廢することにして、入學當時から無月謝主義によつたのである。

此間池上大阪市長、大阪市助役關法學博士其他公私の關係から自分に對して非常に熱心に同情せられ、本校の教育に對して有益な助言を與へられたことは深く感謝して居る次第である、元來實業補習教育は國家の國民教化上から非常に重大な關係のあることは、未だ我國の上下の人々に認められて居らぬ、教育家も政治家も、未だ此の點を十分に了解して居ないのは遺憾である。

此意味から現代の實業補習教育は宣傳の時期である、そして此の宣傳と同時に地方の經濟の許す限り有効に普及しなければならぬ、

大阪市が市立實業學校の爲めに投じた、幾十萬の創設費と毎年の十萬圓の費用とは實業補習教育機關を大阪市の青年の爲め許りでなく、全國の青年にも、實業補習學校と言ふ教育機關を提供しなければならぬと言ふ一個の實業補習教育必要の主張とも見られる、此點に於て自分は實業補習教育を我國の少青年の教育としては義務とすると共に、此の教育の必要であることを我が國民全部が認める日の一日も速かならん事を切に希望して已まないものである。

新令 實業補習教育と青年團 目次

緒論

- 實業補習教育の普及と國民の教育的自覺……………一
- 一 産業立國の精神と國民教育の普及……………一
- 二 商業道德と國民教育及補習教育……………九

本論上

- 補習教育の沿革……………一七
- 第一章 明治時代の補習教育……………一七
- 第一節 補習教育の沿革……………一七
- 第二節 義務教育の延長と補習教育……………二五

第二章 實業補習教育の創設……………三〇

第三章 實業補習學校の普及……………三四

第四章 實業補習學校の規定と其の改善……………四〇

本論中

補習教育の本質……………六九

第一章 實業補習教育の新意義と現代の國民教育……………六九

第一節 實業補習教育の意義……………六九

第二節 補習學校の種類及學校系統……………七四

第三節 義務補習教育と國民教育……………七九

第四節 補習教育の解放的設備……………八四

第二章 實業補習學校の經營の實際……………九八

第一節 實業補習學校の校舍及其設備……………一〇六

第二節 實業補習學校の學級組織……………一一八

第三節 商業及工業の實習教育……………一三九

第四節 實業補習學校普通科教育と職業教化……………一四六

第五節 晝間補習教育……………一五二

第六節 實業補習學校の社會的教育……………一五四

第七節 青年團及會社工業商店の補習教育指導……………一六一

第八節 小學校教員の補習教育指導……………一六三

第九節 卒業生の職業指導……………一六八

第十節 職業教育と公民教育……………一八一

本論下

補習教育に關する列強の態度……………一八六

第一章 獨逸の補習教育の狀況……………一八六

第一節 獨逸の補習教育の一斑……………一八六

第二節 ミュンヘン市補習學校の組織……………二一四

第二章 英國の補習教育制度の改造……………二一九

第三章 米國の補習教育の狀態……………二五八

第一節 マサチユセッツ州特別教育委員會法律案……………二五八

第二節 ボストン市義務補習學校の概要……………二六七

第四章 佛佛西に於ける補習教育……………三一三

餘論

第一章 我國補習教育の改造と社會教育問題……………三三六

第二章 少年勞働教育と補習教育……………三四二

第三章 少年勞働保護の問題と實業補習學校……………三四九

第四章 都市の商業勞働及教育問題……………三五四

結論 最近の我國實業補習教育の狀況と

吾人の希望……………三七五

附 錄

米國の補習學校の大要(市立大阪實業學校)實業
補習學校改正法規文部省

青年團と補習教育……………四三一

第一章 青年團の經營及組織の大精神……………四三一

第二章 現今青年團の狀況及修養機關としての

補習教育……………四三四

第三章 青年團の補習教育の施設方法……………四三七

後編 青年團……………四五九

前編 實業補習教育の改造

新令 實業補習教育と青年團

岡 篤 郎

緒 論

日實業補習教育の普及と國民の教育的自覺

産業立國の精神と國民教育の普及

軍備制限、極東問題、委任統治問題の三項を議題として、米國の首都ワシントンに開催せらるゝ太平洋會議は、日英米佛伊の外支那を加へて愈々討議研究の時期になつた。會議の主張者が表面米國大統領であつても、事實英國の首相

緒 論

ロイドジョージであつたにしても、問題の性質上、開議の方向は凡て國際間、殊に太平洋を中心とする世界的經濟問題の相互的互讓的の圓滑なる關係を結ぶうと言ふのである。

如何に會議の結果が協定せられ、如何なる協商又は協約が出来ても、世界的の經濟的地位から見て微力な國家は結極不利な立場に立たなくてはならぬ。外交官が物々しく幾百人が打ち列んで三寸不爛の舌を弄して一時的に有力な利權を得ると言ふことも、彼等の忠實な職務としては必要であらうが、斯くの如く忠實に而も有力に働かせるのは、我國家の實力と、其の實力を擁して背後に立つて居る國民でなくてはならぬ。世界の貿易總額の一分五厘か一分八厘に往復して居る我が日本帝國の産業的地位、世界的經濟的地位は決して安心して、放心して居る時代ではない。日本帝國は、政治上と軍事上に於ては假りに世界の列強に比肩し得ると言はれて居るとしても、外交上に於ても歐米の一等國に肩を比するとは言はれない。其の一大理由は、日本帝國の實力が缺乏して居るからである。

換言すれば我が日本の經濟的資力が充實して居ないからであるまいか。更に詳しく言へば、我が國の産業の發達が未だ歐米の二等國に比しても正に優れて居るとは見られない事にある。

歐洲戰亂の結果、我が國は英國との同盟の誼によつて、聯合國の肩を持つて西比利亞に陸軍を送つたり、地中海に海軍を遣はして、大に道義的の戦ひを助けたのであつた。此の爲めに、多少の軍費は投じたが、我が國の貿易の振興の爲めに、内地の産業が勃興し、物資は著しく外國に賣れ、船舶の出入が繁くなるに比列して、我國に正貨の流れの量を甚しく加へたのである。

明治三十七八年日露戰爭の後二十幾億の外國の借金と、以後多少の償還はして來たもの、歐洲大戰爭前迄は年々七千萬圓の外債利子の仕拂に、豫算の遣り繰りに苦勞した日本帝國としては、大正十年の七月の報告を見ても、日本の正貨保有高は二十一億五千四百萬圓に達して居つて、其内譯として、政府保有八億五千四百萬圓、日本銀行保有十三億圓、國內十二億九百萬圓、海外銀行預け

高九億四千五百萬圓と言ふ兎も角大金を擁して居るのである。殊に戰爭中、造船、造機、紡織、化學工業、水力電機等の勃興は誠に戰前と隔世の感がある。實に産業の方面許りではなく、専門學校の昇格、新設、中等學校實業學校の増設等も實に空前の盛況を極めたものである。

しかしながら、單にこれだけを以て、日本帝國の産業狀況や、文化程度が直ちに歐英の先進國を凌駕したとは考へられないのである。

大正三年に歐洲大戰爭の勃發と同時に突如として勃興して大正八年迄に活氣に充ち盛況に展開した我國の産業界は、エルサイユの平和會議の始まるや否や、赫々として居た光明は忽然として暗影に急變し一轉して産業界の恐慌となり、造船所、鐵工場、化學工業會社幾千の商事會社の閉鎖、金融の停止、不渡手形の亂發となつて實業界に一大混亂の悲境を齎したのである。これは盛大な商況の頂點に達した戰時商工業の常として實に經濟學上から免れることの出来ない運命かも知れないが、一つは我國の産業の基礎が確固たるものがない理由たることは明かである。

斯くの如く、我國の經濟的地位は薄弱であり、産業的基礎は確固たる地盤が無いのは誠に遺憾な次第であるが、しかし、此等の缺點若くは弱點の救濟如何は實に國民としても國家教育の局に當るものとしても痛切に憂慮しなければならぬ問題である、教育は社會の縮圖である。國家社會の興亡は其の氣運を作る力たる國民の教育の良否如何にあることを忘れてはならぬ。國民の精神的の成功と同時に並行して經濟的の成功は國家社會興隆の氣運を醸成するものである。此の精神的、物質的の二方面の國運隆昌の要素は凡て之を教育—國民的教育の根源から酌み出さなくてはならぬ。

産業立國の大主張の下に國家の經濟的基礎を築くことは吾々の最高の理想である、軍備縮少の問題の如何は當事者に任せて吾人は産業の基礎を拓かねばならぬ。然して此の基礎たるものは、國家の天然資源のみではなく、機械、動力のみではない、幾多の不健全な會社の資本の増加や又其の濫設ではない、其の

社會國家
は教育の
盛衰興亡
なり

根本的要素となる人物、實業界の戰士となるべき國民の教育にあることを第一に考へなくてはならぬ。

經濟學の上から見ても財の生産の要素となるものは(一)土地(二)資本(三)勞力である。土地は國家の富の一要素であり、資本も國富生産の一原素である。此の三拍子を具有する國は幸福である。而し、此の三拍子の内でも土地は資本と共に財の生産、富の増殖の上から言へば受動的の要素である、然るに勞力、即人によつて生み出される勞力は發動的のものである。米國の巨富は米國の偉大廣漠たる天然資源を有して居る事が一原因ではあるが、更に一億の米國民が此の天然資源を活用したことに存するのである。

米國の現代の國富も近年迄は英佛の資本を輸入し、之を借りて用ひたのである。英國の今日のあるのも獨り英國の本國の資源と英國元來から有する其本國の財貨によつたものではない。今日に至る迄の英國も幾多の海外の原料を買ひ外資の輸入を以て今日の大英帝國を建築したのに外ならない、故に單に生産の要素としても土地、資本に比して勞力が比較的重大な關係を有して居ることは明瞭な事實である。況んや單に筋肉の勞力に止まらず、國民の精神的、肉體的の連關した有意義なそして熟練な活動の下には經濟的活動として國家の經濟的基礎となり根本的、富國的事業を策しなくてはならぬ。

以上の如く産業立國を根本として實業教育上國民を養成するに、必要な種々の要件を我國の經濟狀況より考へて列舉して見れば次の如くである。

一、今日の經濟的生産は極めて複雑多様になつて來た、其の結果簡単な筋肉勞働の提供だけしか出來ぬやうでは、有力な生産は出來なくなつて來た。現代の産業は優秀な技術を必要とする、併しこの優秀な技術は國民教育の効果が自然に國民の知識技能に浸潤した結果産業の上に優秀な成績を擧げるやうになるのであつて、如何に巨額の資本と大量の原料があつても凡て之を利用し財貨に作るものは國民の頭腦の力であり、教育によつて涵はれた技能によるのである。

二、經濟的競争の甚しい列強の間に立つて經濟的活動をなし産業的勝利を占めるには、産業經營の方法が宜しきを得なくてはならぬ。生産せられた貨物は質量に於て優れて居ても價格の上に於て劣つてはならぬし、價格が如何に安値家でも其の實物の劣等なものは市場に於て利を得ることが出来ぬ。故に國の經濟的發展を見るには國民教育の充實によつて豪い能力殊に産業經營に關する能力を有して居なければならぬ。

三、國民經濟は道德の發達と聯關すべきものである。不信用な國民が列強との經濟的競争に勝利を得る筈がない。一國の内に於ても團體の經濟を無視して團體の道德を顧みないやうなやり方では、平和の裏に秩序ある國家産業の發展は希むことは出来ないのである。實業界に従事する人々は營利を目的とすることは勿論である、併しながら營利は如何なる場合に於ても金錢のみに眼を呉れるものではない。資本主義の經濟學者の如く如何なる場合に於ても金錢をのみ目的とせんとするものは往々商業上の道德を無視し、背徳や粗製や

濫造をすることになる。

商業工業に於て道德を重んずると云ふことは粗製品や、不正品を賣り付けぬのみではない、切て販路擴張の上に信用を失するやうな不信な行爲をせぬ一般の道義心を尊重する事である、不正廣告、粗製品販賣、契約蹂躪の如きは皆それである。

二

商業道德と國民教育及補習教育

商業上の行爲は、假令内地の小賣商であつても、外國に支店を有して居る大規模の巨商であつても、何れも機敏に販路を擴張し、安價な製造方法によつて比較的安値な製品を作つて、之を高價に販賣して其の勞力に對する正當な報酬としての利益を占有しやうとするのである。

多くの營業者は誇張した廣告文、印刷、ポスター等によつて、其の販路を廣

め營業を大ならしめんとして居る、競争もあれば、商品の急製をすることもあ
る、取引上の意見の相違、荷造、運搬上便不便によつて、賣價の相違貨物發送の
方法も違ふ。元來何人も承知の筈の事實であるが、日本のやうな島國と亞米利
加大陸のやうな所とは吾々の生活を圍らして居る空氣の濕り具合が違ふ、即ち
所謂濕氣が甚しく相違して居る。我國のやうな海洋的氣候は非常に濕氣を含ん
で居るが、大陸の空氣は概して乾燥して居る、日本で製造した塗物は、假令、
名古屋の安物でなくとも京都の上等であつても、單に日本の空氣の濕度を考へ
て亞米利加大陸の氣候風土を考へないで作つた塗物は、米國其他の大陸諸國に
輸出しては破損とクルイ、ヒヅミを生ずるのである、若し不注意にも工業者製
造家に斯の心得が無くして、日本の國で所謂一流品美術品であるとの單純な考
で之を大氣の乾燥して居る米國に賣つたならば彼地に於ては一二ヶ月の期間を
待たず、漆はビチン／＼剝るのである。米國に於て漆器を求めた需要者即ち顧
客は日本人の頭腦のない、無知な、米國の風土と日本の風土の差違から考へて

製品の塗方に注意しなければならぬと云ふ能力のない日本工業者に對し惡意を
以て賣付けたものとして日本製品の粗製濫造を叫ぶと云ふ仕末になる。此等は
ホンの一例であるが如何に國民の知識の程度が商品の技術の程度に關係を有す
るかと云ふことの證明になると同時に、商業道德上の不信を叫ばれる我が商工
業者が必ずしも惡意からでなく、無智、無學、即ち國民教育の普及せぬために
商業道德上の破戒者たるの惡聲を蒙つて居る事柄が少なくないと云ふことが明
かになる。

更に新しい一例は我國の商工業者が輸出品製造をなす場合に賣先の得意國の
貨幣制度を研究しないで、我國と同様に考へて、日本の如く五厘、一錢銅貨二
錢銅貨五錢白銅貨十錢銀貨廿錢銀貨五十錢銀貨と云ふが如く補助貨幣のあるも
のと心得て居る。従つて小刀、ブラッシ其他の雜貨の一品を製造するにも其の
製造に要する費用は考へても先方の國に之を輸出し、其の間屋から、小賣に渡
して米國なれば米國の小賣商店の賣價何程と云ふ豫想を試みることはないので

ある。

米國に於ては、一錢銅貨五錢白銅貨十錢銀貨廿五錢銀貨五十錢銀貨一圓銀貨の六種の銅、ニッケル、銀貨である、故に此の貨幣を用ひて小買ひ、小賣りするに便利なやうに小賣格價を豫想して輸出品の製造をしなければならぬ。我國の製造業者が假に米國の二十三錢小賣(我國の四十六錢)のブラツシを幾何かの價格の割引で幾千兩米國に輸出したとする、然るに二十三錢と言ふ賣價は小賣の上では非常に取扱ひに困難であつて、二十五錢銀貨にては多きに過ぎ、二十錢銀貨又は十錢二枚の外に數の少い一錢銅貨を三枚遣り取りしなければならぬ。従つて小賣商は二十三錢に賣るべきものを二十五錢で賣らうとするのである。ソレ故に日本より輸出したブラツシが非常に高いものであるとの黑人筋の批評になる、それ故に始めから二十五錢賣價として少しく上等のものを造ると言ふことにした方が彼此共に利益である斯くの如き場合も取引上には少くはない。

要するに我國の商業道德上の問題は、國民一般の知識の程度の低級である結果、無意識的に商業上の道德を破つたと云つた例が甚だ多く、之を善惡に解釋すれば多くは國民教育の普及しない結果である、殊に多數の小學校卒業者に對して當然施すべき筈の實業補習教育の徹底しない結果であるといはれる。勿論奸商、惡工業者も無いとは言はれない、時には鑑詰に石を込め、メリヤスのシヤツにボタンを附けずして賣つた例は無いでは無いが此等是一部の例外であつて電車の乗客に拘摸が居り、官吏の中にも公金を持ち逃げするものがあるの類であつて一般的ではない。最後に吾人の尤も商業道德上に注意すべき事項は前章から論述して來たやうに、元來商、工業の實業に携はるものは、營利を第一の主眼として敏活に巨利を博しやうとする傾向が一般にある結果として金錢を尊重する、何萬金の利益、何割の配當金、何十萬圓の積立金等が常に眼先にチラツキ、動もすれば黄金の光に炫惑されて、爲めに一時の慾望に動かされ爲めに大に商業上、取引上多年の信用を一簣に缺くと云ふことが往々見當るのである、殊に近來歐洲戰亂前後の一時實業界の盛況に動かされ。學者も軍人も官吏も、小學

校の教員も何もかも上下滔々として黄金の光に惑溺して恰も金力萬能の觀を呈した。實業界に従事して居る商工業者は勿論、一時に巨富を握まうとして甚しく投企的に營業を驅せ甚しく正常の態度を失した、巨富を贏ち得たものは一時の傲奢を裝ひ一朝の富貴に依つて甚しく社會の風紀を紊亂し、質素、敦厚の風習を破壊したのである。かくして從來眞面目であり堅實であつた、大、中、小流を通じて一般の實業家も官吏も學者も政治家も何もかも浮華拜金の風に溺れて金力と金權に屈從してしまつたかの感がある。此等の罪は浮薄な實業家や意志の薄弱な官吏、學者、教育官等にあるのであらうが、一つは亦國家が實業社會に對する指導の十分でないことや、官吏、軍人、教員等に對して餘り其の生活の獨立を脅迫した結果でもあらう、併し更に大なる理由は一般國民の道德的觀念の確固でない證據であつて、所謂の人心惟れ危くして道心惟れ微なりと云つたやうな事實を現代に於て曝露して居るのではあるまいか。米國に於ては市街の大建築の宏壯なるを直接に表はすため此の價格何千萬圓と稱し、收入を以て人

物の力倆を言ひ、金錢を以て學校教育の價值迄測定しやうとして居るやうに見える、何事も金で代表し、何事も金にて代へられ、金の力は、所謂の『地獄の沙汰も金次第』の實況を表はして居るやうに稱せられて居る。併しながら金錢を以て或る程度迄の標準に利用することは止むを得ない、金錢は一種の分量を測定する樹であるからである。故に米國の如く或は活字拾ひから遂に出世して幾億の大富豪になつたカーネギーの豪風を賞讃し、汽車の新聞賣子から發展して電氣王となり、無數の發明と發見から遂に電氣界の巨匠となつた「エヂソン」の風采を仰ぎ、「ロックスフェラー」「ブンダーリツプ」の如き空拳を振つて米國屈指の大富豪となつた其自立自營、獨立自成の精神を賞し其の巨富に憧憬するものを必ずしも排斥すべきでない。

故に商業道德の要諦は黄金を愛することを否定せんとするものではなくて、正當なる努力によつて得たる黄金を尊重し、更に其の努力に敬意を表すると共に不正なる利得を得んとする所謂の正當なる方法手段を選ぶことのない商業上

の悪手段を絶対に排斥すべきである。此の不正なる方法を排斥するの強力な道徳力は即ち國民教育の威力でなくてはならぬ、殊に尋常小學校を卒業して實業に従事せんとし又従事しつつある少年青年に對して直接關係を及ぼす補習教育の力に俟たなければならぬ。

本論(上)

補習教育の沿革

第一章 明治時代の補習教育

第一節 補習教育の沿革

明治第一期は補習教育の萌芽を發した時代である。元來補習教育の淵源は、歐羅巴に於ては、十八世紀頃の基督教會に其の端緒を開き、始めは基督教徒の日曜學校から起つて、日曜學校の教授となり、日曜學校を活用しやうとする教會側の熱心と研究とから、單に普通學科をのみ課して居つたのが、轉じて實業學科を教授するやうになり、更に、補習教育としての宗教的教育機關として一般社會、特に中流以下の人々から歡迎されたものである。かくして、遂に、時代の進歩は補習學校を教會から獨立せしめて、完全に實業補習學校として公立

の國民教育機關となつたのである。しかし、茲迄實業補習教育機關としての發達を見るまでには、幾多の年月と社會教育に關しての種々の經路を歐洲教育史上に残して、國家の教化政策上參考となるべき多くの史料を吾人に提供したことは補習教育に興味を有する吾人の最も注意すべき事項である。

十九世紀の末に於ては獨逸の補習學校は著しい教育上の業績を顯して、一八七六年には、獨逸帝國の一部に於ては義務的補習學校の開設を見るに至つたのである。此の補習教育の普及は獨逸帝國の國民教育道德教育に非常に有益な結果を齎したのであつたが、更に一九〇六年の秋に於ては全國に五十二の専門の補習教育を行ふ學校が設けられ一九〇七年に至つて、獨逸が國民の義務教育を八ヶ年に延長するやうになつてからは補習教育の機關と組織とに又々一大改革が行はれて、一般の兒童は滿十四歳迄の義務教育に引續いて、小學校卒業後更に三ヶ年間義務補習學校の教育を受けなければならぬやうな先づ理想に近い國民教育の制度を作つたのである。

我國の補習教育に關係する法規並に教育の仕方は全く獨逸に倣つたものに外ならぬものである。「補習教育必要なり」と言ふ問題が始めて我國教育社會に提唱せられたのは、已に三十數年以前のことである。當時東京帝國大學から歐洲に留學を命ぜられて居つた濱尾新博士が獨逸に於て實施せられて居た獨逸帝國補習教育に關する詳細な調査を齎して歸朝せられ、之を東京一橋帝國大學の講堂に於て一般に發表せられたのである。此れこそは、我國に於ける補習教育の必要を宣傳せられた嚆矢であり、實業補習教育の我教育界に於ける主張としての第一聲と言ふべきである。

しかし、當時の我國の教育の制度施設の上から考へれば、單に此の時期の補習教育主唱者の考へ方は現今の所謂補習教育と言ふよりも、寧ろ程度の低い商、工業の實業教育そのものの必要を高唱したのであつて當時に於ては已に我國の産業が漸く勃興の氣運に向つて、商工業に關係のある實際的知識を有する人々を要求するの時機に際して居つた従つて此種の知識の缺乏を最も痛切に感

じて居つた。即ち、簡易な實業教育の機關を作り、多くの商工業志望者に對して其の種の職業的知識技能の習熟者を速成的に養成し社會に供給しなければならなかつたし、少なくとも低度の實業的教育を受けた人でなければ此の時代の要求に應ずることが出来なかつたのである。

斯の如き關係からして、最初宣傳せられた補習教育を必要とする主張も直ちに之が實行を見るまでには行かずして、先づ程度の低い實業教育機關を創設される事になつた。或る意味から言へば實業補習教育機關とも考へられる徒弟教育の機關であつた、即ち明治十九年一月に東京高等商業學校附屬商工徒弟講習所中に設けられた職工科がこれである。其の趣旨は言ふまでもなく職工の子弟であり且技術に熟練した模範的職工者を養成しやうと言ふのである、此時には、木工科が唯一科のみ設けられて、生徒は僅かに三十名許りに、過ぎなかつた。

東京高等商業學校内に設けられた徒弟講習所も其後間もなく閉ぢられて、一時は實業補習教育（と當時は考へて居つた）は中絶の姿であつた。然るに其後

明治二十三年の一月には、一時的の徒弟講習所の組織を改めて職工徒弟講習所とし、今の東京高等工業學校當時の東京職工學校の附屬として本所に校舎を移し、生徒の收容人員を三倍し百二十人の多數として、金工科と言ふ名稱の下に教授を行ふやうになつた。此は全く今日の機械科の原始的のものであつて、所謂金屬工業や、金物の細工でなく、機械學、材料學、力學、等の教育を施したのであつた、此の時から授業料を徴收し、兎も角も學校の體裁をした、簡易な實業學校が出来たのである。此の學校は後に東京高等工業學校附屬の工業徒弟學校の前身となつたものである。しかし本校が、我國實業補習教育、殊に工業補習教育の源泉になつた事は注意すべき事實である。要するに、明治の初年に於ては未だ大學や専門學校の施設の十分でない時代であり、國民教育の根本的の方針さへも確固たる基礎が定まつて居ない頃であつた、然るに、二十三年には先帝の聖旨が教育勅語によつて國民一般に達せられ、國民教育の大精神が確立せられた上に一般國民に對して修學習業の御獎勵があつた際、實業教育の

萌芽が培養せられて、茲に實業補習教育の根幹が確然と定められたことは我國の文明史上に特記すべきことであると思ふ。

以上は、我國の補習教育の萌芽の時代の大體であつたのである。然るに明治二十七八年日清戦勝の結果として、明治三十年頃より實業教育の振興の機運は彌々實業教育制度の改正と新設とを促して、遂に明治三十二年二月七日勅令を以て實業學校令が發布された。此の規定に基いて、東京高等工業學校工業教員養成所内に附屬工業補習學校を設置する運びになつた、これは、實業補習學校を事實上、補習教育の名稱の下で官立學校として政府が施設した嚆矢である。斯くの如くして工業補習學校と言ふ新しい教育機關が生れた。此の時代迄は實に我國の實業補習教育は施設準備時代であつて中央に於ては其の施設經營に極力盡精したことは勿論、地方に於ても兎も角も、補習學校の設置については種々の計劃を實行したのである。

地方に於て著しく補習教育の爲めに力を盡したものは神戸市と大阪市とであつた。しかし、其れも、今日の地方に於ける農業補習學校や商工補習學校が盛んに分布されて居る盛況に比較すれば誠に微々たるものであつた。唯、補習教育界に於て最も古くから熱心に力を盡したものは、神戸市小學校の訓導の人々が補習學校の教員を兼務して、明治二十二年私立神戸夜學校を設け、尋常小學校の卒業者であつて年齢滿十四歳以上の生徒に、讀方、作文、習字、英語、簿記等の學科を設けて、毎夜三時間づゝ修業年限二ヶ年の實業補習學校を起したことである。これは實業補習學校として體裁も出來、私立ながら今日の實業補習學校の先驅をなしたものと言つてもよいと思ふ。

大阪市に於ては西區東江尋常小學校に於て明治二十六年に、東區汎愛小學校に於ては明治二十七年に、南區金甌小學校其他二三の學校に於て其頃公立の實業補習學校が設けられたのは最も古いところである。

其他此より古く、亦此と前後して設けられた、實業補習學校は都市は勿論地方の町村にも相當の多數に上り、農、工、商等に涉り凡ての種類の實業補習學

校が設けられたのであつて、此の時代から東京、京都、名古屋市其他の如きも何れも工業學校又は小學校附設として補習學校の設備が出来た譯である。而し、此の時代の補習教育は、今日吾々の主張する眞の意義を有する實業補習教育の實質を備へて居たものでなく、其の多くは小學校の卒業者に對して、普通教科本位の補習教育を施すに過ぎなかつたもので、實業科目を加設して居つた普通補



工業科應用化學分實習狀況



電氣科工藝科實習狀況

習教育機關であつたと見て差支ないと思ふ。即ち此の時代の補習教育には實業補習教育と、普通科補習教育との劃然たる區別も、其の教育の趣旨も明確に定められず唯漠然と補習教育の必要と普及を提唱したに過ぎなかつたのである。

第二節 義務教育の延長と補習教育

明治二十年頃から、三十年頃迄、即ち、補習教育の必要が主張せられ、補習教育機關が、漸く其の萌芽を發した時代に於ては、我國の國民教育の制度には種々な缺陷と不備とがあつた。例へば、實業教育や實業補習教育の振興の必要を提唱して居ながら、實業學校の規則は、捨て、顧みられて居なかつた、小學校の教育年限に於ても、四ヶ年と定めて居ながら、三ヶ年の小學校もあつた。二十七八年戰役後世界の日本、極東の強國として歐米諸國に認められて居ながら、其の國民は僅かに滿六歳から十歳迄の四ヶ年の教育程度を以て満足せざるを得なかつた。故に斯くの如き低い教育程度を以てしては、歐米の文明諸國と相伍することが出来ないとは當時に於ける、朝野一般識者の意見であつた。そ

こて補習教育は勿論必要ではあるけれども、義務教育年限を長くしなければならぬと言ふ主張に對して全力を傾けて、此の制度の改善に努力したのである。明治二十三年制定の小學校令が遂に十年目の明治三十三年に勅令を以て改正せられるに至つたのは其の努力の結果であつた。

時勢の必要として、國家が最も努力したのは、國民の教育程度が餘りに低級であり、餘りに貧弱であると言ふことの改正にあつたのは以上叙述の通りである。故に此の時期の補習教育に於ては其の主張に於て自ら學力補充の教育であつて、小學校の教育に對しては、從的關係を持つた所謂補充教育であつた、補習教育、特に實業補習教育としての獨立の趣旨と主張のあつた教育ではなかつたのである。

小學校の義務年限は二十三年の小學校令の改正によつて實施せられる運びになつた、しかしながら、義務教育の延長は制度の改正の上からは容易ではあるが、地方の財政を顧みれば非常なる困難がある。茲に於て從來三ヶ年若しくは

四ヶ年の小學校に一ヶ年の補習科を置いて、小學校の教育低度を高めやうと試みたやうに、尋常小學校にはなるべく高等科を並置して、一年程度の補習科はなるべく二ヶ年程度の高等小學校と連絡するやうに考へ、凡て尋常小學校の教育年限は全部四ヶ年と言ふことに一定したのである。

明治三十三年に小學校令が改正され以上のやうに改められた趣旨は、『小學校の修業年限即ち國民義務教育の年限は、これまでのやうに三ヶ年乃至四ヶ年の範圍を出ないやうでは、小學校の教育の本旨とする道德教育や、國民教育は勿論、兒童の日常生活に必要な缺くべからざる重要な常識的知識の要諦をも授けることが出来ない、此れを以て、英、米、獨、佛、等の國民教育の制度に比較すれば、三ヶ年乃至四ヶ年も程度の低い教育をも十分に授けることが出来ぬ、國民教育制度の改善といふよりも國民の實質の改善にあつたのである。』

小學校令の改正によつて、尋常小學校は四ヶ年と一定せられ、高等小學校の教科との連絡を計つて、國民教育の年限を比較的長くしたことに就ては、國民

教教の効果の上に多大の効益は認められたのであるが、從來三ヶ年の小學校の認められて居た時期には、補習科として、三ヶ年或は四ヶ年の上に更に一ヶ年の補習科が一般に行はれた、此れは、補習科、或は補習といふ文字が小學校の教育に別な意味に用ひられて居た初めてであることは、面白い事であつた。此の時代の補習の意味は、勿論小學校教育の從屬又は延長の意味であつて、所謂補充教育の趣旨に解釋せられたのであつた。要するに、此の時代に於ては、已に明治二十六年文部省令を以て發布せられた、實業補習學校の規則は、嚴として存在して居つたが、肝心、國民教育の中心になる小學校の義務教育年限が不足であるために、補習教育よりも寧ろ小學校教育年限の延長と高等小學校の教育の普及に盡力して居つたのである。然るに遂に時機は到來した、明治四十年六月文部省は小學校令を改正して、明治四十一年度から全國小學校に第五學年生を、同明治四十三年四月から、尋常第六學年が設けられるやうになり、若し急に此の新施設に困るやうな、地方の微力な町村に對しては、町村が共同して



女子補習科生徒がタイラプの練習器を用いて
つて一行に齊に状況

小學校を設立することや、子守教育、夜間教育の便法を教へ、父兄に對しては其の負擔を重くしないやうに、學用品を生徒に貸與することや、工場、會社などの内に従事して家政を助けて居る貧家の子弟のためには、該工場、會社の内部に小學校の設備を行はしめて、全國一齊に六ヶ年の小學校教育義務の勵行を努めたのである。斯くして我國は初めて、明治四十三年四月一

日から六ヶ年教育を一般の國民教育として行ふことが出来るやうになつたのである。しかし、世界の文運の進歩は明治三十年を去る明治四十年迄の十ヶ年には甚だしい懸隔が出来た。六ヶ年の國民教育は決して國民教育として十分のもてはなくなつたのである。

尋常小學校の教育年限を六ヶ年と改正してからは、小學校の補習科は一般に廢止せられたが、小學校の附屬としてでなく、獨立の補習學校を認め、小學校の教育を基礎として、更に之を完成、充實する補習教育の必要を認むるに至つたのである。補習教育がいよいよ國民教育としては、小學校教育の次に重要な教育であるとせられたのは、此の時代からである。

第二章 實業補習教育の創設

明治二十六年文部省令第十六號を以て發布せられた實業補習學校の規程は、我國の補習教育の發達に對して、大なる規準を示したものであつて、當時實業

第一回發
布の規程
は不備の
點が多い

補習教育の何物であるかを、一般社會の人に知らしめ、實業補習教育の普及に一新時期を劃したのである。しかも、當時の我國の教育制度や、一般社會の文化の狀況から見ては以上の法規を以て完全なものとは考へられない。殊に當時の實業補習學校規程には、地方の狀況に適切でない所があつた。例へば普通教科目中讀書、習字、算術を以て必須科目とし、修身の如きも小學校の修身科と同様な取扱になつて居り、地方の産業の狀況、生徒の年齢、學習の期間等に於ても極めて不便が多く、實際教育上の効果も十分でなかつたのである。

茲に於て、明治三十五年一月に、文部省令第一號を以て、從來の實業補習學校規程に大修正を加へた。其の趣旨は、從來の實業補習學校の教育は、恰も高等小學校の變形のやうなものであつて、實際學科を並例して教授する點から、地方の産業的狀況に無關係に設けられた所から考へれば、寧ろ高等小學校の教科目中に實業學科を加へたものと全く同じたと言はれるやうなものが多かつたのである。

實業補習學校が其の教育の本質上、第一に地方の状況に適切で且つ効果の顯著なる教育を施さなくてはならぬ。即ち、實業に従事したり、従事しやうとするものは簡易な方法で、其の職業に關係の深い知識と技能とを授けると同時に普通教育の補習をもなさしめるものであつて、此の兩者の目的を達成せしめるのが、實業補習教育の本旨でなければならぬ、此の目的を達する方法としては次の諸項に對して満足な結果を齎らす方便を採ることが必要である。

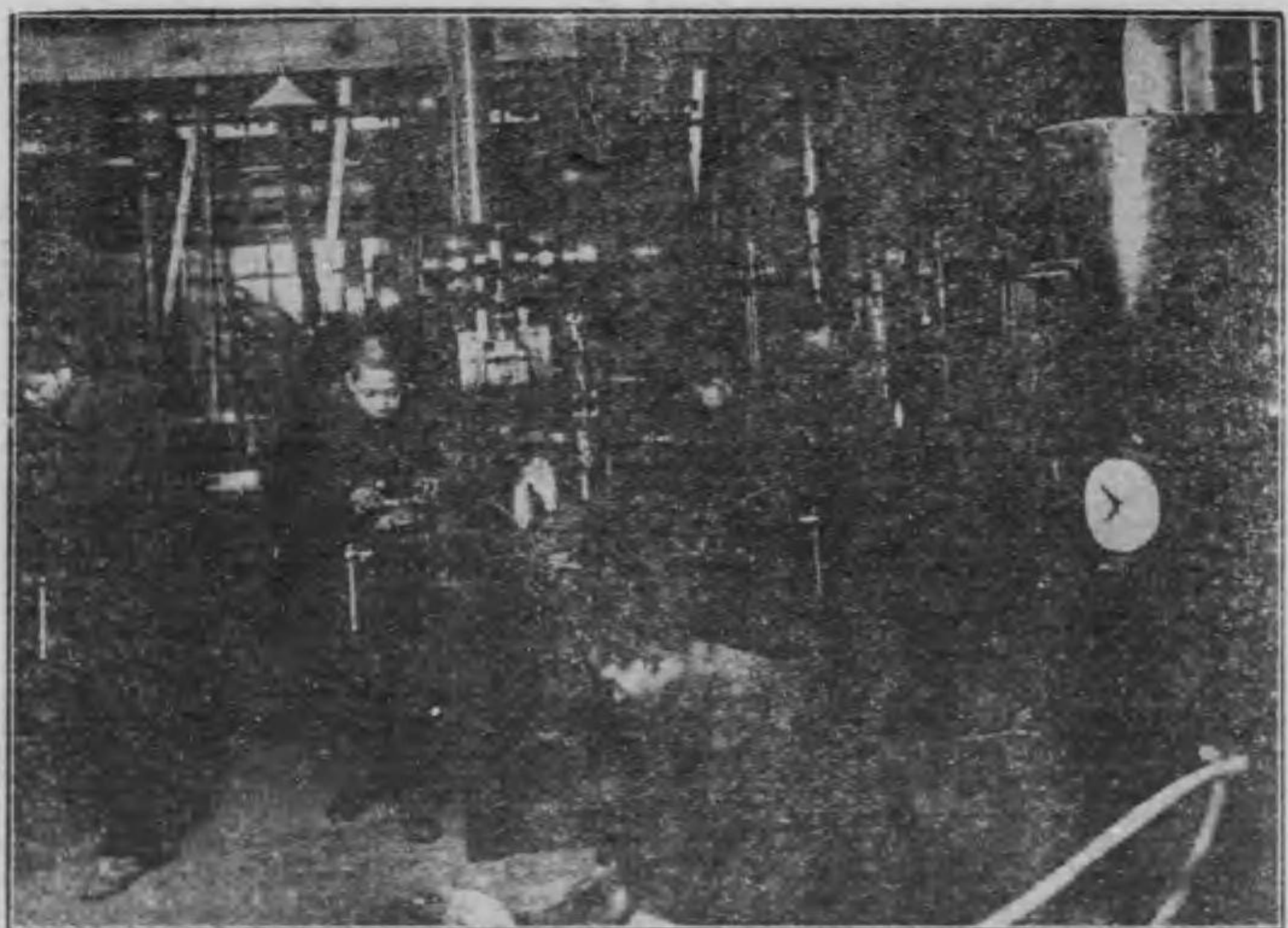
(一) 教授の時季及時間の配當に關して、都市、町村名と其の地方的産業の種類及業務の繁閑を考へて學期及教授時間を定めること。

(二) 補習教育の方針は學校の御都合主義によらず生徒の便宜を本位として、學級及登校時間を決すること。即ち教授時間は、切實に生徒の登校の便宜を考へ、隔日、休日、夜間、夕間、早朝等に於て教授し、學科の選擇も、實業學科に於ては生徒の數に重きを置かず、其の實業學科が切實の職業に關係のあるやうにし、少數生徒の學級に對しても實業學科に限つては特に新學科を設ける

ことを惜まぬこと。

(三) 各科目中、修身科としては別の時間を費さなくてもよい、しかし、何れの學科に於ても生徒の性情に合するやう實踐躬行の道德を涵養すること。

實業補習教育の本旨は、以上明治三十五年の規程改正によつて、一層其の趣旨と方法とを一般教育者に切實に徹底せしめることが出來た、殊に明治三十七八年戰役の戰勝後に於て、我國



金工業科生徒が工場で實習をし居る狀況

の産業が勃興して、國民的の意氣が盛んになるにつれて、教育界に於ても、制度の改正となつて、明治四十年には、小學校教育義務年限が、六ヶ年に延長せられると共に、各地方に於ては、農と言はず、漁村と言はず、山間の僻地に至るまでも補習教育の必要が盛んに唱導せられた結果爾來實業補習學校の數は著しく増設せられた。

加之、改正せられた新規程に於ては實業補習學校の設置は小學校に限らず、中等學校たる農業、水産、工業、商業、其他中學校、女學校、專門學校にも附設することが出来、府、縣、市、町村は勿論農會、商業會議所、同業組合其他一般の公共團體にも附設することが出来るやうになつたのは、補習教育の普及に一大好響を與へたものと言はなければならぬ。

第三章 實業補習學校の普及

大正五年度文部省調査に上る、全國實業補習學校並に同學校在學生徒數調査

實業補習學校の概況

表を見るに、商業、工業、農業其他各種の實業補習學校男女生徒の數は夥しい多數に上つて居る。勿論此の中には、山間の小學校附設の學校や、事實上、補習教育の實務に缺けて居るものもないでは無いが、概して、之を明治三十年前後の補習學校創設時代に比較すれば甚しい進歩の跡が見られるのである。今其の一覽表を挙げれば次の如きものである。



農工科場施設の實習



電機科工場其二

全國實業補習學校一覽表

大正五年	實業補習學校數	實業補習學校生徒數
官立	四校	一、一五一
公立	九三九〇校	五六四、七三一
私立	三〇三校	一一、八六八
計	九六九七校	五七七、七五〇
		卒業生數 一七四、八九六

以上の如く、一萬に近い補習學校と、二十萬に近い卒業生を、毎年、社會に出しつゝあるのであつて、此の學校數に於ても、卒業生徒の數に於ても、遂年に増加するばかりであつて、而も、此等補習學校に費して居る經費の如きは、僅少な、中央政府の補習教育奨勵金と、地方に於ては、小學校、實業補習等に投ずる、經常費の内から少部分を支出して居るに過ぎないのである。而も、以上の大多數の學校を支へ、夥しい卒業生を社會に供結して來たことは、我國の教育史上、國民教育の全部から概観すれば、今日の補習教育中に於て最も意味

補習教育

は國民の
教育上の
重要な
位置に
ある

の深い、重大な教育事業としなければならぬと思ふ。吾人は今次に參考資料として同大正五年度に於て、我國の官公立諸學校の卒業生の概況をも調べて比較して見たいと思ふのである。

大正五年度に於ては

中學校は、官立二校、公立二四五校、私立七八校であつて、其の生徒は、官立中學校には、七四五人、公立中學校には、一一三四〇七人、私立には三三三一五人、合計一四七四六八人である、そして其の卒業生は二一四一二人である
高等女學校に於ては、官立三校、公立二九五校、私立八〇校であつて、全卒業生徒は、大正五年度に於ては、二四九九〇人である。

更に、帝國大學數は、大正五年に於ては四校であつて、學生の數は九七〇五人である、其内大正五年度の卒業生は、二九七一人に過ぎない。

即ち我國に於て、帝國大學及中學校、高等女學校の生徒及卒業生の數を總括すれば

大正五年
中等女學校
帝國大學

校數	生徒數	卒業生數
三二五	一四七四六七	二二四一二
三七七	一〇一九六五	二四九九〇
四	九七〇五	二九七一人

右表中高等女學校生徒數が中學校生徒數に比して少く而かも其の卒業生の多きは不思議の感あれ共女學校に於ては四ヶ年程度なるにより、生徒數少くとも卒業生多き結果となるなり。

以上中學校、高等女學校、帝國大學等の一例を以てしても、國家が非常に多額の國費乃至地方費を支辨して居る學校の卒業者は、僅かに五萬に足らないのに比べれば、實業補習學校が僅少なる費用を以て十八萬の生徒を卒業させ七十萬近くの大多數を教育しつゝある事實は實業補習學校の、國家の教育政策上重要な注意を拂はなければならぬと言ふことが明瞭になるのである。

今次に大正六年三月文部省調査全國實業補習學校統計により、工業、農業、



機械製圖實習室作業の状況

水産、商業、商船、其他の實業補習學校に就て官立、公立、私立の別を設け、其の各學校數教員數、生徒數、卒業生數につき、男女別に其の概況を挙げれば如何に補習教育の勃興が盛大であるか、と言ふことが想像せられるのである。

○次表中△印のものは女子の教員及生徒である。

種別	工業		農業		生徒	卒業者
	公立	私立	公立	私立		
學校數	一四五	一三	六、八四七	二一六	六、七九三	五、六四二
教員	△三八四	△六一	△四八〇	△二六三	△二、二一七	△一、一五〇
生徒	△六、八四七	△一〇九	△三、二五〇	△七、四三七	△八、六〇一	△一、九二一
卒業者	△一、一五〇	△三六三	△八、六〇一	△七、四三七	△一、九二一	△一、七二二

本論

計	其他		商船		商業		水産	
	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立
	九、三九〇	三〇三	二、〇六九	四二	一九三	二五	一三五	七
	△一、〇五八	△六、九〇三	△七、四〇二	△四、七四八	△一、二八三	△一、二二三	△一、三七八	△一、三七
	△四、六五、七二一	△一、〇、六三三	△一、一五、八二七	△五、八、九二二	△一、三、四六一	△一、四、五〇五	△五、〇八七	△二、三六
	△一、四三、三二一	△二、七、二〇八	△一、六、三三九	△七、二、二八	△一、一、四〇五	△一、五、四〇	△二、六九	△一、五二
	△二、七、二〇八	△三、八、八四	△四、〇、〇一〇	△一、六、三三九	△一、〇、〇五六	△六、三、二七	△三、四	△五、一

(毎日年鑑ニヨル)

第四章 實業補習學校の規定と其の改善

今や、漸くにして實業補習學校は其の外形が出来て來たのであるが、其の此處に至るまでは、早くも明治の初年から補習教育の必要は提唱せられ、明治二

補習學校
發達の
所以
なりし

十六年、實業補習學校の規程が發布せられ、明治三十五年には更に同規程が改正せられ、大正五年に至るまで、少くとも三十年の間、其の進歩は遅々であるとは言ひながらも實業補習教育機關として、國家が國民教育上得たる利益は少くなかつたのは明かである。

しかしながら、元來、實業補習學校なるものは、其の性質上、設立の簡易と言ふことを主眼として、地方の經濟的事情を深く參酌して、經費の經減と言ふことを以て其の設立普及を奨励したのである。この關係上、地方に於て實業補習學校を設立する場合は、實業補習學校は單獨の教育機關であり、國民教育としては、獨特の教育上の目的を有して居るに係らず、何れも附設又は附屬せしめる學校であると心得て來たのである。

小學校、實業學校に附設されることは、最も實業補習教育の普及の上から簡易、適切な方法であるけれども、此がために、小學校や、商業學校乃至農業學校の夜學に過ぎないと考へしめたのは、實業補習教育の發達を阻止した重要な

理由であると思ふ。

第二に、實業補習學校の發達に對して、大なる障害となつたものは、從來の實業補習學校規程の不備である點である、從來の實業補習學校規程中には、其の教育に従事しなければならぬ教員の名稱待遇が依然として、明治二十六年時代の舊規程によつて、甚しい薄遇を受けつゝ今日に至つたと言ふことである。

明治三十五年に改正された實業補習學校規程の第十二條に於て『公立實業補習學校教員の名稱待遇は、公立小學校の例による、』と規程せられて以來小學校に於ては、教員の待遇は四度び改善せられた、此に比べて、補習學校の教員の待遇は依然として舊の如く、小學校の教員以下の待遇を受けて居るのであつて、實業補習學校の教育の振興せないのは當然であつたと思ふ。此等の待遇の問題は已に久しい間、當局者實際家の間に論議せられて來たのであつて、懸て其の改善は目前に迫つて居ることと思はれたが、要は、實業補習學校教員の待遇を公立學校の教員と同じくすると言ふ、一點にあつたのである。

當時の實業補習學校の規程は方に改正實行の機運にあつたのであるが、從來實業學校令中、商業、工業、商船、農業、實業學校等の諸學校を規程したものであつて、此の外特に明治三十七年三月文部省令第八號を以て發布せられた徒弟學校規程なるものがあつた。此の規程は徒弟の教育を目的として、工業教育を施すものであつて其の年限の如きも六ヶ月以上、六ヶ年と言ふ非常に自由な範圍を定めて、學科の如きでも、極めて自由で、便宜の科目を設定し、自由に地方的事情に適應する教育を施し得るやうに規定せられて居るのみならず、工業其他の學校にも附設できる規程になつて居つた。此等の點は、全然補習學校の教員と同様な條件の下に設けらるべきものである。單に其の相異を言へば、多くの補習學校が夜間本位であるに比して徒弟學校に於ては、多くは晝間本位であるに過ぎない。而も此の區別も必しも絶對的の區別でもない、補習學校の如きでも、晝間に之を行つて居る所もないのではないのである。

然るに徒弟學校規程に於ては、其の教育に當る教員の待遇は、公立學校の教

補習學校
教員の待
遇を高め

員と同等であり、名稱待遇なども公立の中等學校と少しの逕庭もないのであつた。

本年春迄各地に設立されて居た徒弟學校が、それぞれ、職工學校と言ひ、工業學校と稱し、又は實業學校と稱せられて、低い程度の工業教育を課する學校として、非常な發達をなし、職工養成を標榜して、所謂美しからざる名稱たる職工と言ふ名を冠しながら、多くの生徒を蒐め、實に近代的の實質的の教育を施すことに成功して居たのは、全く、學校教員の待遇が世間並であつたと言ふ一語に止るのである。補習學校の補習と言ふ文字が悪くて、所謂輕蔑の意味となり、擯斥的の的となると言ふことから、補習と言ふ名稱を變へたいと言ふ學者、實際家も少くはないが、此等の主張は、全く其の本來を忘れたものである。實業補習教育の尊重は補習の文字を改變するが如き、些末な點ではないのであつて、名稱の如きは、補習學校であつても、英國のやうに連續學校であつても、何でも差支ないのであつて、要は、實業補習教育に直接關係する教員其人の待遇を向上する一點にあるのである。

實業補習
學校教員
の待遇高
まる

實に實業補習教育は改造の時機に際して居つた、補習學校が小學校公立學校に附設せられると、獨立せられるとを問はず、教員の待遇は改善されなければならぬ極點に達して居たのである、中央政府も、茲に大に考ふる所があつて、已に本年の始から新しく實業補習學校規則を改正して實業補習學校教員の名稱待遇を改めて、専任の教諭を置き、公立學校と同等の待遇を與へたことは、國家教育の爲め誠に喜ばしいことであると思ふ。かくして、實業補習教育の獎勵は方に教員の優遇によつて一層其の光明を認めつゝあるのであるが、補習教育の普及時代に、私設せられた幾多の補習學校は、其の實業補習教育の方法について大に内容の充實と方法の改善とを講ぜなければならぬ。今や歐洲戰亂の後を受け世界の強國が何れも産業の振興及び改造に忙殺せられ、何れも戰後の新文明を開拓しやうとして、苦慮しつゝある時である。我國は補習教育も、更に普及しなければならぬのは勿論であるが、吾人は、將來に向つて、現在迄の補

習教育の内容の充實と、其の方法の徹底とを期して、實業補習教育を獨立した國民教育 重大なる一事業として、これを次代の國民に譲らんとするものである。

實業補習學校規程ノ改正 (附錄參照)

實業補習學校規程改正ノ要項

- 一 從來ノ簡易ノ規程ヲ改メ其ノ内容ヲ整備シ施設上準據スベキ所ヲ示シタコト
- 二 實業補習教育ノ本旨ヲ明カニシタコト
- 三 課程ヲ分チテ前期後期トシ其ノ修業年限及教授時數ニ付標準ヲ定メタコト
- 四 前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ殊ニ前期ニ於テ之ニ重キヲ置イタコト

實業補習
學校規程
改正要項

- 五 職業ニ關スル學科目ニ付テハ前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ擇ビテ授ケシメルコト、シタコト
- 六 法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムベキコトヲ明カニシ其ノ他教養上特ニ留意スベキ事項ヲ示シタコト
- 七 女子ニ關スル規程ヲ設ケタコト
- 八 學科目ノ分合並隨意科目選擇科目等ニ關スル規定ヲ設ケ生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ教授事項ノ選定其ノ宜シキヲ得シメタコト
- 九 高等ノ實業補習學校ノ設置ヲ認メ又卒業後ノ補習ニ關スル規定ヲ設ケタコト
- 十 實業補習學校ハ之ヲ學校、試驗場、講習所等ニ併設スルヲ得シメタコト
- 十一 教授上ノ設備ニ關スル規定ヲ設ケタコト
- 十二 短期間特種ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習ヲ爲スヲ得ル規定ヲ設ケタコト

十三 學校ノ名稱ニ關シ規定上制限ヲ設ケヌコト、シタコト

一 從來ノ簡略ナ規定ヲ改メ其ノ内容ヲ整備シ施設上準據スベキ所ヲ示シタ事
 實業補習學校ニ關スル從前ノ規程ハ頗ル簡略テ修業年限、教授時間ニ付何等
 ノ制限ナク學科目ノ如キモ取捨選擇ノ範圍廣ク殆ンド據ルベキ所ヲ示サナカ
 ツタ爲斯教育ノ施設極メテ區々デ其ノ組織整ハズ内容亦適切デモナイモノガ
 甚ダ尠クナイ蓋シ此ノ如キ自由寛容ノ規程ハ斯教育ノ普及促進ヲ最モ必要ト
 シタ過渡時代ニ在リテハ止ムヲ得ナイ所デアツタガ補習教育ヲシテ教育制度
 上有力ナ地位ヲ確立セシメルコトヲ必要トスル今日トナツテハ之ガ内容ノ整
 備充實ヲ圖リ施設上則ルベキ所ヲ明カニスルヲ緊切ト認メ新規程ニ於テハ修
 業年限、教授時間ニ付標準ヲ示シ又學科目其ノ他主要ノ事項ニ關シ相當據ル
 ベキ所ヲ定メルコト、シタ

二 實業補習教育ノ本旨ヲ明カニシタコト

從來實業補習教育ノ目的ハ之ヲ一般實業學校ノ目的中ニ包括セシメ斯教育ニ
 關シテハ僅ニ訓令等ニ於テ其ノ本旨ヲ示シタニ過ギナカッタケレドモ實業補
 習教育ハ其ノ使命極メテ重大デアルカラ其ノ本領ノ存スル所ヲ明確ニスルノ
 必要ガアル依テ今回改正ニ際シ特ニ實業補習學校ハ小學校ノ教課ヲ卒ヘ職業
 ニ従事スル者ニ對シ職業ニ關スル知識技能ヲ授ケルト共ニ國民生活ニ須要ナ
 ル教育ヲ爲スヲ以テ本旨トスベキヲ示シ斯教育ノ趣旨本領ヲ明カニシタ

三 課程ヲ分チテ前期後期トシ其ノ修業年限及教授時數ニ付標準ヲ定メタコト
 實業補習學校ノ修業年限及教授時數ハ土地ノ情況學科ノ種類等ニ依リ固ヨリ
 之ヲ一樣ニ律スベキデナイケレドモ從來施設スル所長短ノ差甚ダシク其ノ適
 度ヲ逸スルモノモ亦尠クナイ例ヘバ期間ガ餘リニ短クテ教養ノ目的ヲ達シ得
 ナイモノアリ或ハ年限著シク長キモ一年ノ教授時數甚ダ僅少ナル爲却ツテ授
 業散漫ニ流レ緊張ヲ缺キ充分其ノ實績ヲ擧ゲ得ナイモノモアル依ツテ新規程
 ニ於テハ斯教育ノ本旨ニ照シ又一面地方ノ實情ニ鑑ミテ適當ナル標準ヲ定メ

タ即チ修業年限ハ尋常小學校卒業者ヲ基準トシテ四年又ハ五年ノ程度ニ於テ之ヲ定メルヲ最モ適當トシ其ノ課程ハ入學者ノ資格ニ依リ之ヲ前後ノ二期ニ分ツヲ便宜トスル即チ前期ハ尋常小學校卒業者又ハ之ニ準ズベキ者ヲ入學セシメ其ノ年限ヲ二年トシ後期ニ前期ノ課程ヲ卒ヘタル者高等小學校卒業者又ハ之ニ準ズベキ者ヲ入學セシメ其ノ年限ヲ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ二年農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ二年乃至三年トスルヲ相當ノ標準トスル尤モ必要ニ依リ後ノ年限ニ一年ノ伸縮ヲ加フルガ如キハ固ヨリ之ヲ妨ゲナイ又毎學年ノ教授時數ハ學校ノ種類學年ノ高低ニ依リ自ラ差異ガアルデアラウケレドモ工業又ハ商業ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百八十時乃至四百八十時後期二百十時乃至四百八十時ニ於テ農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期二百時乃至三百二十時後期百六十時乃至三百二十時ノ程度ニ於テ定メルヲ適當トシ之ヲ以テ標準トシタ然シ以上ハ固ヨリ大體ノ標準ヲ示シタルニ過ギナイカラ土地ノ情況生徒職業ノ種類等ニ依ツテ更ニ適當ニ伸縮

スルヲ得ベク只從來其ノ時數ノ少キニ失スル學校ニ於テハ事情ノ許ス限り之ガ増加ヲ圖リ成ルベク速ニ標準ノ時數ニ達セシメナケレバナナイ前掲ノ學校ノ外他ノ職業ニ關スル補習學校ノ修業年限、教授時數ハ亦右ニ準ジテ之ヲ定メルヲ必要トスル

四 前期後期トモ相當普通學科目ヲ必修科目トシ殊ニ前期ニ於テハ之ニ重キヲ置イタコト

學科目ハ従前ノ規程ニ於テハ修身、國語、算術及實業ニ關スル科目トシ實業科目ノ外ハ場合ニ依リ悉ク之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ僅ニ義務教育ヲ修了シタ者ニ對シテ直ニ職業ニ關スル學科ノミヲ課スルハ適切デナイバカリデナク此ノ如キ年少者ニ對シテハ寧ロ小學教育ノ補充ヲ圖リ國民トシテノ一般の素養ヲ完カラシメルコトガ肝要デアルカラ新規程ニ於テハ修身、職業ニ關スル學科目ノ外前期ニ在リテハ國語、數學、理科後期ニ在リテハ國語、數學ヲ必修科目ト定メタ但シ教授時數少ナキ場合等ニ於テハ前期ノ理科、後期

ノ國語又ハ數學ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ工業、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ前期ニ於テ成ルヘク理科ヲ課シ又後期ニ於テモ工業ニ關スル學校ニ在リテハ數學、商業ニ關スル學校ニ在リテハ國語、農業又ハ水産ニ關スル學校ニ在リテハ其ノ兩科目トモ成ルベク之ヲ課スルヲ可トスル以上ノ學科目ノ外教授時數多キ場合ニハ尙歴更、地理、體操、法制、經濟、簿記、外國語、其ノ他ノ學科目中ヨリ學年ノ高低生徒職業ノ種類ニ應ジ適當ノ科目ヲ選ビテ之ヲ加設セシメルコト、シタ

五 職業ニ關スル學科目ニ付テハ前期ニ於テハ主トシテ職業ニ關スル基礎的知識技能ヲ授ケ後期ニ於テハ特ニ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ選ビテ授ケシメルコト、シタコト

職業ニ關スル學科目ハ前期ニ在リテハ主トシテ職業上必要ナル基礎的知識技能ヲ授ケルヲ主眼トシ工業ニ關スル學校ニ於テハ工業大意、製圖、簡易ナル實技等農業ニ關スル學校ニ於テハ農業大意、林業大意、耕種、養蠶等商業ニ

關スル學校ニ於テハ商業大意、簿記、珠算、商業文等水産ニ關スル學校ニ於テハ水産大意、漁撈、養殖、製造等ニ付選擇シテ之ヲ定メ其ノ他ノ職業ニ關スル學校ニ於テモ亦此ノ例ニ準ジテ其ノ學科目ノ選定ニ深ク留意セナケレバナラナイ又後期ニ在リテハ職業ノ種類ニ應ジ適切ナル事項ヲ選ビテ之ヲ定メ其ノ選擇ニ付テハ土地ノ情況生徒職業ノ種類等ニ應ジ最モ其ノ宜シキヲ得職業教育ノ效果ヲ完ウスルコトニ力メナケレバナラナイ今職業ニ關スル學科目トシテ主トシテ後期ニ課スベキ事項ヲ示セバ左ノヤウデアル

一 工業ニ關スルモノ

機械及電氣ニ關シテハ應用機械學、機構、汽罐、蒸氣機關、內燃機關、船用機關、發動機、水力機械、起重機、工作機械、精密機械、製造機械、煖房及換氣、冷蔵、測定及測定機、時計、機械製圖、木型、鑄造、鍛冶、製罐、機械材料、刃物、板金、電氣及磁氣、發電氣及電動機、電氣機械、電氣器具、電燈及照明、蓄電池、電信及電話、電氣測定及測定機、電氣材料

配線、電鑄及電鍍、電爐、電力輸送、捲線

土木建築ニ關シテハ測量及製圖、道路、橋梁、墜道、水道、鐵道、下水、水力、開墾、河海工、土木施行法、家屋構造、建築製圖、規矩術、鐵筋コンクリート、室内裝飾、家具、建具、塗工、建築板金、鉛工、木工、泥工煉瓦工、石工、製材、建築材料、構造強弱、仕様見積

鑛山ニ關シテハ採鑛、選鑛、炭鑛、金屬鑛、石油鑛、製鐵、冶金、鎔鑛爐交通ニ關シテハ船體構造、艦裝、造船材料、機關車、電車、自動車、航空機、車輛

化學工業ニ關シテハ分拆、燃料、石炭乾溜、油脂、化粧品、石鹼、製糖、釀造、木材、乾溜、染料、顏料、塗料、製絲、酸及アルカリ、肥料、製藥製菓、陶磁器、硝子、珪瑯、煉瓦、セメント、ゴム、セルロイド、マツチ染織ニ關シテハ織物原料、紡績、漂白、色染、捺染、機織、織物仕上、メリヤス

工藝ニ關シテハ圖案、彫金、鑄金、鍛金、裝身具、玩具、樂器、玩具、木工、竹工、挽物、漆工、塗工、寄木及象嵌、紙器、印刷、寫真、製版、ステンドグラス、モザイク、製本、表裝、革細工、金屬着色、籠細工、廣告圖案、陳列裝飾

工業一般ニ關シテハ工場衛生、工業法規、工場管理、工業簿記、原價計算

一 農業ニ關スルモノ

作物、園藝、土壤、肥料、作物病蟲害、農具、養蠶、畜産、農産製造、農業土木、農業經濟及法規、林業、水産等

一 商業ニ關スルモノ

商事要項、簿記、商業算術、商品及荷造、商業地理、經濟、商業法規、タイプライティング、速記、廣告等

一 水産ニ關スルモノ

漁撈、養殖、製造、水産動物、水産植物、海洋及氣象、航海及運用、機關

取扱、魚類冷蔵、水産經濟及法規等

六 法制上ノ知識其ノ他國民公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又經濟觀念ノ養成ニカムベキコトヲ明カニシ其ノ他教養上特ニ留意スベキ事項ヲ示シタコト實業補習學校ニ於テハ力ヲ技能ノ教育ニ用ヒルノ外重キヲ訓育ニ置キ獨リ修身科等ノ教授バカリデナク適當ノ方法ヲ講ジテ生徒徳性ノ涵養ヲ圖リ思想ノ善導ニカメルト共ニ法制、經濟又ハ修身、國語等ノ學科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他國民トシテ又公民トシテ心得ベキ事項ヲ授ケ又職業ニ關スル學科目ハ勿論其ノ他適當ナル學科目ニ於テ經濟觀念ノ養成ニカメルノハ極メテ緊要ノコトデアアル殊ニ後期ニ於テハ公民教育ハ職業教育ト相併ンデ斯教育ノ二大眼目トナルベキモノデアアルカラ規程中特ニ其ノ趣旨ヲ明カニシタ其ノ他體育衛生ニ關シテ條項ヲ設ケタノハ補習學校ノ生徒ノ多クハ業務ノ傍ヲ修學スルノデ其ノ保健衛生ニハ特ニ留意ヲ要スルガ爲デアアルカラ課程中體操ヲ缺イタ場合ニモ常ニ生徒身體ノ發達ニ注意シ又衛生ニ付テ充分ニ考慮セナケレバナ

ヲナイ

七 女子ニ關スル規定ヲ設ケタコト

女子ニ關シテハ従前ノ規程中何等定メル所ガナカツタケレドモ女子ニ對シテモ斯教育ノ普及ヲ圖ルハ亦甚ダ緊要トスル所デアアルカラ新規程ニ於テハ別ニ女子ニ課スベキ學科目ヲ示シ其ノ發達ニ資セシメルコト、シタ即チ前期ニハ修身、國語、數學、家事、裁縫及職業ニ關スル學科目、後期ニハ修身、國語家事、裁縫及職業ニ關スル科目ヲ必修セシメルコト、シ尙必要ニ應ジ便宜他ノ學科目ヲ加設セシメルコト、シタ而シテ教授時數少キ場合等ニハ前期ノ家事又ハ裁縫後期ノ國語家事裁縫中二科目以内ハ之ヲ缺クコトヲ得シメタケレドモ此等ハ一般女子ニ必須ノ科目デアアルカラ工業又ハ商業ノ補習學校等職業ニ關スル學科目ニ比較的多クノ時間ヲ要スルモノ、外ハ成ルベク其ノ總テヲ必修ノ科目トスルヲ可トスル又職業ニ關スル學科目ハ工業ニ關スル學校ニ在リテハ色染、機織、刺繡、洗濯クリーニング等、農業ニ關スル學校ニ在リテ

ハ作物、園藝、養蠶、畜産、農産製造等、商業ニ關スル學校ニ在リテハ簿記、商業算術、タイプライティング等、水産ニ關スル學校ニ在リテハ製造、養殖、水産動植物、魚類冷蔵等ノ中ヨリ女子ニ適切ナルモノヲ選ビテ之ヲ定ムベキデアル

八 學科目ノ分合並隨意科目選擇科目等ニ關スル規定ヲ設ケ生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ教授事項ノ選定其ノ宜シキヲ得シメタコト

學科目ノ選定ニ關シテハ一學科目若クハ其ノ一部ヲ他ノ學科目若クハ其ノ一部ニ併セテ一學科目ヲ定メル等分割合併ニ付深ク留意スルハ斯種ノ教育ニ於テ極メテ緊要ノコトデアル例ヘバ必要ニ依リテハ修身ト國語、家事ト裁縫ヲ合セ又ハ理科ト農業大意、理科ト商品ヲ合セ或ハ船體構造ト艤裝ト造船材料、土壤ト肥料、商事要項ト商業算術、漁撈ト航海運用ヲ合セテ各一學科目トスルガ如キデアル又必要ニ依リ發動機ヲ蒸氣機關、內燃機關、水車等ニ、作物ヲ食用作物、工藝作物若ハ稻作、麥作等ニ、商事要項ヲ賣買、保險、保管、

運送、銀行等ニ、製造ヲ食品、工用品若クハ罐詰、鯉節、製鹽等ニ分ク
 ルガ如ク一學科目ヲ數事項ニ分ケテ其ノ一事項若クハ數事項ヲ選定スルガ如キ固ヨリ適當ナコトデアアルガ之ガ取捨ニ深ク留意セナケレバナラナイ而シテ學科目中加設學科目ニ屬スルモノ及後期ノ職業科目中或事項ハ必要ニ應ジ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目トシ又或學科目ニ付既ニ相當ノ素養アル者ニ對シテハ其ノ學科目ハ之ヲ課セスコトモアル等生徒ノ學力職業ノ種類等ニ應ジ施措宜シキヲ得力メテ教授ノ實効ヲ舉ゲシメルコト、シタ

九 高等ノ實業補習學校ノ設置ヲ認メ又卒業後ノ學校ニ關スル規定ヲ設ケタコト

實業補習學校ノ後期ノ課程ヲ卒ヘタ者又ハ相當ノ年齢ニ達シ相當ノ學力技能アル者ニ對シテ主トシテ職業ニ關スル専門ノ事項ヲ授ケル程度高キ補習教育機關ハ今後益々必要デアルカラ特ニ斯種ノ學校ノ設置ヲ促スコトハ甚ダ緊要デ殊ニ都市ニ於テ工業、商業學校ニ關スル事項ヲ授ケルモノニ於テ一層其ノ

必要ヲ見ルノデアル又農業ニ關スル學校等ニ在リテ後期ノ課程ヲ卒ヘタ後特殊ノ事項ニ付更ニ補習セントスル者ヲ一定ノ期間在學セシメル施設ヲナスガ如キ又必要デアル是レ高等ノ實業補習學校ニ關スル規程並ニ實業補習學校ノ課程ヲ卒ヘタ者ノ學習ニ關スル規定ヲ設ケタ所以デアル而シテ斯種ノ程度高キ補習學校ノ施設ニ關シテハ其ノ修業期間、教授時數、學科目等ニ付標準ヲ設ケルコト困難デアルケレドモ學科ノ種類土地ノ情況等ニ應ジ最モ適切ニ之ヲ定メルコトニ留意セナケレバナライ又一般ノ實業補習學校ハ其ノ組織ヲ學年制ト爲スヲ適當トスルケレドモ斯種ノ施設ニ在リテハ多クノ場合却テ科目制トナスヲ適切トスル

十 實業補習學校ハ之ヲ學校、設驗場、講習所等ニ併設スルヲ得シメタコト
實業補習學校ハ今後益々之ヲ増設シ以テ斯教育ノ普及ニ力メナケレバナライイカラ學校設置ニ關スル制限ヲ成ルベク寛容ナラシメル趣旨デ實業學校令中相當改正ヲ加ヘタガ改正實業補習學校規程ニ於テモ亦同様ノ趣意デ之ヲ學校

試驗場、講習所、實業補習學校教員養成所等ニ併設スルコトヲ得サセ以テ自由ニ有効適切ナル施設ヲ爲サシメルコト、シタ

十一 教授上ノ設備ニ關スル規定ヲ設ケタコト
實業補習學校ハ多クハ他ノ學校等ニ附設サレ從來簡易ヲ旨トシテ施設シタ爲概シテ其ノ經費乏シク設備ノ整ウタモノハ甚ダ少イ固ヨリ學校經費ノ節約ヲ圖ルハ緊要ノコトデアルケレドモ今日ノ如キ補習學校ノ情況デハ其ノ實績ヲ舉ゲルコトガ困難デアルカラ他ノ學校等ニ併設シタ場合ニ於テモ少クトモ一ニノ専用室ノ如キハ勿論圖書、器具、機械、標本等教授上必要ノモノハ之ヲ備ヘ學科ノ性質上實驗實習ヲ要スル場合ハ亦相當ノ施設ヲ爲スヲ必要トスル而シテ教授ハ晝間ニ行フノガ効果ハ多イケレドモ夜間ニ於テ行フ場合ニハ燈光ノ設備ニ留意シ教授上及衛生上支障ノナイヤウニセナケレバナライ

十二 短期間特殊ノ事項ヲ授ケル爲隨時講習ヲ爲スヲ得ル規定ヲ加ヘタコト
實業補習學校ニ於テハ正規ノ課程ニ依リ生徒ノ教養ニ力メル外又一面ニ於テ

ハ相當實地ノ經驗又ハ素養ヲ有シ現ニ職業ニ從事スル者等ニ對シ短期間特殊ノ事項ヲ受ケル爲隨時講習、講話ヲ開催シ以テ廣ク地方當業者ノ教化ニ資スルガ如キ亦極メテ緊切ノコトデアルカラ新規程ニ於テハ此等施設ヲ獎勵スルノ趣意デ之ニ關スル規定ヲ設ケルコト、シタ

十三 學校ノ名稱ニ關シ規程上制限ヲ設ケヌコト、シタコト

從來實業補習學校ノ名稱ニハ規定上補習學校ノ文字ヲ附セナケレバナラナカツタケレドモ強ヒテ斯カル制限ヲ置クノ必要ガナイバカリデナク時トシテハ補習ノ文字ニ代ヘルニ其ノ學校ノ内容ヲ表ハスニ恰好ナ名稱ヲ用ヒタ方寧ロ適當ナ場合モアルカラ新規程デハ此ノ制限ヲ撤廢シタ然レドモ補習學校ニ於テ工業學校、農業學校、商業學校、商船學校、水産學校、職業學校或ハ實業學校ノ如キ一般實業學校ト混同シ易キ名稱ヲ用ヒルコトハ之ヲ避ケ補習ノ文字ヲ附セザル場合ニハ學校ノ内容ヲ表ハスニ適當ナル名稱ヲ用ヒルコトヲ必要トスル

以上實業補習學校制度ノ改正ニ判ヒ教員資格モ亦之ヲ向上スル必要ガアルカラ此ノ趣旨ヲ以テ公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中改正ヲ加ヘ實業補習學校教員タルヲ得ル者ハ一般實業學校教員ノ資格アル者、實業補習學校教員養成所卒業者及小學校本科正教員又ハ專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者トナシ一般實業補習教員ノ資格アル者及修業年限二ケ年ノ實業補習學校教員養成所卒業者ハ直ニ之ヲ教諭ト爲スヲ得ルコト、シ修業年限二年未滿ノ實業補習學校教員養成所卒業者及小學校本科又ハ專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ハ一定ノ期間助教諭ノ職ニ在リ相當經驗ヲ得テカラ之ヲ教員ト爲スコト、シタ即チ教員資格ヲ向上スルト共ニ其ノ名稱待遇ヲ改メ斯教育ノ改善發達ヲ期スルコト、シタ

四 實業補習學校教員養成所令同施行規則ノ制定

實業補習學校ノ現狀ヲ見ルニ教員ハ多クハ小學校教員ノ兼務ヲ專任教員ヲ有スル學校ハ全國中其ノ數甚ダ少イノデアアル此ノ如ク一意學校ノ事ニ當ルベキ

専務者ニ乏シクテ克ク其ノ實績ヲ擧ゲルハ洵ニ至難ノ事ト謂ハナケレバナラナイ政府ハ此點ニ鑑ミテ曩ニ實業教育費國庫補助法ニ改正ヲ加ヘ斯教育ニ對シ國庫補助ノ途ヲ開キ之ヲ専務教員増置ノ資ニ充テシメルコト、シタカラ今後ハ各府縣トモ漸ヲ逐ウテ専任教員ノ増加ヲ見ルニ至ルデアラウケレドモ之ガ爲ニハ又一面ニ於テ益々斯種教員ノ養成ヲ圖リ教員素質ノ改善ヲ策シ優良ナル教員ヲ潤澤ニ供給スルノ途ヲ講ゼナケレバナラナイ地方ニ於テモ既ニ之ガ必要ヲ認め其ノ施設ヲ爲セルモノモ亦少クナイガ從來此ノ機關ニ付テハ何等法令ノ據ルベキモノガナカツタ爲此等ノ施設亦甚ダ不完全デアアルノハ斯種教員養成上洵ニ遺憾トスベキコトデアアル仍テ今回新ニ實業補習學校教員養成所令並同施行規則ヲ制定シ養成機關ノ設置廢止並其ノ組織設備教員等ニ關シ新ニ規定ヲ設ケルコト、シタ故ニ未ダ其ノ施設ナキ地方ニ於テハ成ルベク速ニ之ヲ設置シ既ニ其ノ施設アル地方ニ於テモ力メテ之ガ整備充實ヲ圖リ以テ本制度設置ノ趣旨ニ副ウコトガ緊要デアアル茲ニ教員養成所令並同施行規則ノ

要項ヲ述ブレバ次ノ通りデアアル

一 實業補習學校教員養成所ハ主トシテ道府縣ニ於テ之ヲ施設スルヲ適當トスルケレドモ大都市等ニ於テ工業、商業等ノ補習學校教員ノ爲ニ施設スルガ如キモ亦望マシキコトデアアルカラ養成所ハ之ヲ道府縣立又ハ市立トシタ而シテ該機關ハ之ヲ獨立シテ設ケル外其ノ設置ヲ容易ナラシメル爲公立實業學校、師範學校若ハ實業ニ關スル公立ノ試験場、講習所等ニ併設スルヲ得ルコト、シタ

二 本所ニ入學ヲ許スベキ者ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校若ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタ者又ハ師範學校ヲ卒業シタ者ヲ本體トシタケレドモ尙中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シタル者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニハ入學資格ヲ與ヘ又尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準ズベキ者デ

相當ノ學力ヲ有スルモノハ之ヲ入學シ得ルコト、シタカラ善ク入學志望者ノ
 情況等ヲ考察シ收容其ノ宜シキヲ得ルコトニ留意セナケレバナラナイ而シテ
 養成所ノ修業年限ハ之ヲ二年ト爲ス最モ可トスルケレドモ此等卒業者ヲ要ス
 ルコト頗ル急ナル今日ニ於テ俄ニ完全ヲ望ムコトハ困難デアルカラ修業年限
 ハ最短ヲ一年ト爲スコト、シタ

三 學科目ハ修身、教育、法制、經濟並實業ニ關スル學科目及實習ヲ必修ノ科
 目トシ女子ニ對シテハ修身、教育、家事、裁縫並實業ニ關スル學科目及實習
 ヲ必修ノ科目トシタ然レドモ師範學校卒業者等既ニ教育ニ付相當ノ學力アル
 者ニ對シテハ教育ハ之ヲ課セザルコトヲ認メ又生徒ノ素養及養成セントスル
 教員ノ種類ニ應ジ國語、數學、外國語、簿記、社會學大意其ノ他ノモノヨリ
 適當ノ科目ヲ選擇シテ之ヲ加設シ得ルコト、シタ學科目ハ勿論其教授時數ノ
 如キモ深ク之ヲ考慮シテ最モ適當ニ課程ヲ定メルコトガ必要デアル

四 本所ノ教諭及助教諭ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者

ニ限ルコト、シタ而シテ職員ノ待遇官等等級ニ關シテハ所長ハ實業學校ノ學
 校長ノ例ニ準ジ教諭、助教諭、書記等ハ學校ノ教諭、助教諭、書記等ノ例ニ
 準ズルコト、シテ教諭ニシテ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ亦之ヲ
 實業學校ノ場合ト同一ニシ其ノ他職員ノ俸給ハ實業學校職員ニ關スル規定ヲ
 準用シ分限ニ關シテハ公立學校職員分限令ヲ準用スルコト、シタ

五 本所ニハ教室、實驗室、實習場等ヲ設ケ又器具、機械、標本、圖書等ヲ設
 備スル必要ガアルノデ之ニ關スル規定ヲ設ケルコト、シタ此等ノ諸設備ハ成
 ルベク教授上支障ナキコトヲ期セナケレバナラナイ

六 現ニ實業補習學校教員ノ職ニ在ル者等ニ對シ時々必要ノ講習ヲ爲スコトハ
 其ノ學力ヲ補充シ教授ノ實効ヲ舉ゲルニ極メテ緊要ノコトデアルカラ本所ニ
 於テ一面又斯ノ如キ施設ヲ爲サシメル爲講習科ヲ設ケ得ル規定ヲ加ヘタ宜シ
 ク地方ノ實況ニ照シ隨時適切ナル講習ヲ行ヒ以テ廣ク教員實力ノ養成ヲ圖ル
 コトニ力メナケレバナラナイ

七 優良教員ノ養成ヲ圖ルガ爲在學中生徒ニ學資ヲ給與スルハ頗ル有効ノ有法デアツテ之ト共ニ一面ニハ其ノ卒業者ニ對シ一定ノ期間實業補習學校教員タルノ義務ヲ負ハシメルコトモ亦之ヲ必要トスルカラ今回施行規則中之ニ關スル條項ヲ加ヘタ然レドモ此等學資ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ固ヨリ一樣ニ律スルコトガ出來ナイカラ宜シク地方ノ事情ニ應ジ夫々適當ニ之ヲ定ムベキデアル

本論中

補習教育の本質

第一章 實業補習教育の新意義と現代の國民教育

第一節 實業補習教育の意義

實業教育が必要であると言ふことは今日一般の教育者が互に口にする所であり、青年團處女會に於ては其の會員、商店、工場、會社等に於てもその使用人の補習教育の奨励に努めるやうになつて來たことは、時代の進歩とは言ひながら、誠に教育上、國家のために慶ぶべきことである。

しかし、今日、補習教育が汎く唱へらるゝ割合に、補習教育と言ふものゝ如何なるものであるかを、十分に理解して居る人が少い。甚しいのは、小學校、中學校の教育に従事して居る人の間にも、單に補習教育に對する意義すら不理

補習教育は小學教育の延長でない

解の人があるのは甚だ遺憾である。

補習教育は、小學校の教育を其のまゝ延長するものでもなく、低い程度の實業教育を施すものでもない、補習と言ふ文字は、足りない所を補充する意味ではない。それ故に、嘗て小學校第四學年終了者の在學年限を一年延ばすために置いた一ケ年の尋常科補習科は、補充の教授をすと言ふ意味に於て、或る特別の意義の補習教育とも言はれやう。けれども、茲に吾々の大に高唱する補習教育と言ふのは、以上の如き補習科の特別な所謂附けたりに木に竹を繼いだやうな教育ではない。

又、彼の中學校、高等女學校等の卒業生のために、設けられた一ケ年の補習科は、其の學校の卒業生徒に、更に上級學校の受験、家庭生活上の實地を學び、是迄の中等教育の補足をしやうとするのであるから此も一つの補習教育とも言はれやう、けれども、此も、補習教育として、茲に吾人の論ずるものではない。

補習教育は小學校に續け
國民教育の基礎とす
るべきである

茲に、補習教育或は實業補習教育と稱するものは、小學校の教育を基礎とする一般教育であつて、小學校教育に對して更に之を完成仕上げをしやうとする國民教育である。故に、尋常小學校の補習科、中等學校の補習科のやうに、從屬のものではない。獨立した、教育として、國民教育の徹底と完成の上に重大な目的を有して居るものである。その國民教育上補習教育が如何に重大な位置にあるかを説明すれば補習教育の必要は勿論明かになるし又補習教育の意義は明瞭になると思ふ。

補習教育が小學校卒業者の國民教育上、必要且重大であると言ふ、第一の理由は、

(一) 尋常小學校の卒業だけの教育では、將來の國民として、公民的生活に適當する教育を施すことが出来ない。換言すれば、六ケ年の義務教育を終了した位では、國民として、必要な知識と道徳とを授けることが出来ない、よし小學校の教育年限が八ケ年になつたとしても、今日の時代の進歩に後れぬ國

民を養成するためには十分とは言はれない、故に小學校卒業後一層進んで何年かの完成教育を施すの必要がある、此れが即ち、補習教育である。

(二) 尋常小學校の教育は、國民として、日常必須であり且つ生活の準備になる資料を附與することが出来ぬ。現代の世界の進運に後れずに、前進し活動する國民を養成するためには、小學校卒業後更に、補習教育を施して、社會生活の準備になる教育をする必要がある。

(三) 尋常小學校六ヶ年の教育終了後、滿十二三歳又は十三四歳を以て、全然學校教育と絶縁するのは、折角の小學校に於て授けられた學校教育の効果を失はしめる損害があり、特に十四歳以上二十歳迄に於て、最も教育の實際的要求を感じ、教育の適應性の最も著しい、大切な教育時期を放任して省みないのは、國民教育上非常な不利益である。故に此の時期に於て、學校教育と連絡を保たしめ教育の効率を上げしむる必要上、職業に従事しつつ、あるものにも、補習教育を施すの必要がある。

補習教育は斯くの如く(一)小學校の卒業者に對して、小學校の教育を繼續して一層之を充實、完成するために行はなければならぬ。(二)小學校の卒業者に生活の準備として職業に入り社會的生活に移る仕度をして遣らなければならぬ。(三)小學校を卒業してから、兵役の義務に服する迄、小學校の教育を一層進めて、之を實際の生活に役立つやうにすると同時に、此の教育の効果を最も顯著に感ずる時代に於て、彼等青年を善導し、教化して、善良な國民を養成するやうにしなければならぬ。この三つの要求は、補習教育の意義を明瞭に説明するものであつて、此のために、補習教育としては次の三項の要件を具備する一般的の教育を施すことが、其の本旨にならなければならぬ。

一、尋常小學校の繼續的完成教育を施すこと。
二、社會的生活の準備として、低度ではあるが、實用的の、職業的の、熟練を主とする實業教育を施さなければならぬ。

三、青年の修養の機關として、彼等を學校教育の下に指導し、國民として完全

な人格的教育を施さなくてはならぬ。

故に、補習教育の意義は、之を狹義に解釋すれば、

『補習教育とは、國民の義務教育である尋常小學校を終つたものに對して、其既受教育の補充完成をする。一個獨立の目的を有して居る教育であつて、日本帝國の國民として必須な職業的準備教育を施して青年の人格修養を指導完成せしめる教育を指すものである。』

第二節 補習學校の種類及學校系統

補習學校の種類は、其の教育の目的よりも、其の教育の組織によつて、之を二種類に別けて考へることが出来る。即ち、補習教育と言ふ意義を具備した教育であつても、其の設立される地方的事情によつて、單に小學校卒業生に對して、普通學科を授けるものと、實業學科を授けるものとの區別がある。何れも社會的生活の準備として教育を施すのに相違はないが、普通學科を主とするものは、多少實業的教材を加設するとしても、要するに、讀方、書方、算術、英

補習教育は普通、實業の二種に分けることが出来る

語、珠算等の教科に重きを置くものであつて、之を普通教科の補習學校即ち、普通補習學校と稱するものである。これに對して實業科學として、商業、工業、農業、水産、蠶業、其他、職業に直接關係の深い學科を多く設けて、之に附隨して、普通學科を加設する種類の補習學校を實業補習學校と稱するものである。國民教育の完成の爲めに必要な補習教育としては、何れも、其の緊要なことは勿論であるが、地方の狀況、青年教育上の適、不適を考慮して、以上の二者の内から、其の適切な補習學校を設立することが大切である。

以上、普通、實業の兩種の補習學校の外に、商業及工業、農業など各々職業の種類によつて、商業補習學校、工業補習學校、農業補習學校、商工補習學校などに區別する分類法もあるが、何れも、教育の中心が、商、工、農、何れにあるかを示すために附した、便宜上の分類である。

補習學校は尋常小學校の教育を背景とする教育であるが、何れの補習學校の教育も其の程度に於て、必しも一樣ではない。普通程度もあれば、中等程度も

我國の補習學校は補習系統が不明瞭でない

あり高等程度の補習教育もなければならぬ。尋常小學校の卒業者に對して、二ケ年の教育を授ける補習學校の上には、更に二ケ年の實業補習教育を設け、其上にも又二ケ年三ケ年程度の職業専門の補習教育機関がなくてはならぬ。我國の補習教育を行つて居る機關になつて居るものは、其の大多數は、普通補習學校でなく實業補習學校であつて、其の種類は、前述の農、工、商の區別はあるが、初等、中等、高等の區別は明瞭に認めることが出來ない。何れも、小學校に附屬して居る實業補習學校として、土地の狀況には適切であるが、他の實業補習學校としての連絡及關係、又は系統と言ふ點は研究せられて居らぬ。數十の小學校附屬の實業補習學校を設立して居る大都市などでは、都市として、此等補習教育に一つの階級、系統、連絡の關係を明かにして置くことは、最も必要なことである。今次に、大阪市の補習學校の系統及連絡の計劃を掲げて參考にして見たいと思ふ。

大阪市實業補習學校標準則

- 第一條 實業補習學校ハ實業ニ從事シ若クハ從事セムトスル者ニ對シ其ノ實業ニ要スル知識技能ヲ授ケ兼テ普通教育ノ補習ヲ爲スヲ目的トス
- 第二條 實業補習學校ノ課程ハ分チテ普通科高等科ノ二種トス
- 普通科ハ普通教育ノ補習ヲナシ兼テ實業的教科ヲ授ク
- 高等科ハ普通教育ノ補習並ニ職業ノ種別ニ依ル實業的教科ヲ授ク
- 第三條 實業補習學校ニハ普通科及高等科ヲ併置スルコトヲ得
- 第四條 實業補習學校ノ編制ハ普通科高等科各二箇年ノ學年制トス
- 但普通科高等科共ニ學科制ノ學級ヲ置クコトヲ得
- 學科制ノ修業期間ハ學校長ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス
- 第五條 實業補習學校ニ入學スル者ノ資格ハ左ノ如シ
- 普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校卒業者又ハ年齢滿十四歲以上ニシテ之ト同等以上ノ學力アル者トス

高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等小學校及實業補習學校普通科卒業者又ハ年齡滿十四歲以上ニシテ之ト同等以上ノ學力アル者トス

第六條 普通科學年制ノ教科目ハ修身、國語、算術及實業科目トス

高等科學年制ノ教科目ハ修身、國語、算術及職業ノ種別ニ依ル分科別實業科目トス

第七條 學科制ノ教科目ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムベシ

但修身ハ凡テ之ヲ必修セシムルモノトス

第八條 實業補習學校ノ教授時數ハ每週九時限六時間トス

但學科制ハ此限ニアラズ

第九條 實業ニ關スル科目ノ教授ニ關シテハ適宜ノ方法ニ依リ成ル可ク實習ヲ課スベシ

第十條 實業補習學校ニ主任ヲ置クベシ

主任ハ當該學校長ノ指揮ヲ受ケテ校務ノ整理ニ當ルモノトス

附 則

本準則ハ本市小學校ニ附設セシ實業補習學校ニ適用ス

本準則ハ大正九年四月一日ヨリ施行ス

實業補習學校補助規程

第一條 本市ハ實業補習學校ノ普及改善ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ學區ニ對シ補助金ヲ交付ス

第二條 本市ノ支出スル補助金ハ左ノ事項ニ就キ毎年豫算ヲ以テ之ヲ定ム

一、既設學校教員手當

二、學校ノ新設又ハ既設學校ノ教科編制ノ變更ニ依ル教員手當及設備費

第三條 補助金ヲ交付スヘキ學校及其ノ補助金額ハ市長之ヲ定ム

第四條 本規程施行ノ爲必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

第三節 義務補習教育と國民教育

國運の隆頽は國民の一般的能力の盛衰に基づくものであることは世界歴史を

本 論

義務教育は國家發
展上必要である

縮くものが汎く知るところである。國家の存立の原動力は、國民各個の力である。如何に國際聯盟が構成されたとして、如何に、軍備の擴張が制限されたとしても、國際的の競争は、平和の間にも戦争の場合以上に激しく行はれることは、今日の世界列強の關係を注意するものには直ちに了解される。要するに、四千年來今日迄人類の文化的發展の歴史は、國家並に國民の盛衰興亡の歴史である、それ故に國家として、其の興隆を望むものは、國民の養成即ち、國民教育を發展させて、有爲な多數の民衆を國民として教化することである。近代の文明國は歐米何れの國に於ても、國民に對して或る程度の教育を一様に受けしめる制度を設けて居る。國民は、國家の成立の要素であるが、此の要素たる國民の各分子の資質を改良し、之を教化する國民教育は凡て小學校に於て行はれるのであるが、此の時期に於て、六ヶ年乃至八ヶ年の教育は、何人の子弟も之を受けなければならぬと言ふ主義の下に、子弟を有する父兄に、子弟教育の義務を國家の權力を以て強制するのが義務教育である。それ故に、義務を強制する結

果として、此の義務を履行しない國民に對しては、國家の制裁のための罰則を規定しつゝあるのである。斯の如き制度は、全く國家として其の自衛存立止むを得ざる施設であつて、強制義務の年限の長短の差はあるが、今日の文明國として數へらるゝ歐米の諸國は、多くは六ヶ年乃至八ヶ年の義務教育年限の規程を設けて居るのである。

義務教育年限は、其の長ければ長い程、國民教育として、小學校の生徒の間に教授し教育し得る内容が豊富であり、完全になるのである。然しながら、義務年限の延長に對しては、國民の生活程度、國家の經濟的事情を慎重に考慮しなければならぬ。我國の小學校の義務教育年限の遙に、歐米の諸國に比して短いのも以上の理由に依るものである。

我國の現状や世界列強との關係から見て現代の尋常小學校の教育を、國民教育として僅か六ヶ年に止めず此れを八ヶ年に延長しなければならぬと言ふことが、將來の日本帝國の發展の爲めに必要である。我國の現代の實業補習教育に

對しても同様に之を義務とし、年限を長くすべく主張しなければならぬ重大なる理由がある。補習教育は、青年時代にある小學校の卒業者に對して、國家、社會の一分子として完全に其の本務を國家に盡し得るやうに、職業的指導と、人格的修養とを與へるものである。此の人世に於て最も重大な意義を有して居る青年時代の生産的指導と人格的修養をなすべき筈の實業補習學校の教育を、國民の任意にして置いて省みないと言ふことは、國民の素質改良の上から考へれば非常なる不利益である。補習教育に對しても、小學校卒業後、三ヶ年又は四ヶ年は尋常小學校同様之を義務として、業務の餘暇に、實業補習教育或は普通補習教育を受けなければならぬと言ふ強制的義務を果すべき筈のものである。斯くすれば、補習教育は、當然、義務として小學校卒業者の必ず通過せなければならぬ國民教育的の關所となつて、茲に青年の思想の指導職業の改良、生産的能力の向上を企圖することが出来る。吾人は、小學校の義務年限が八ヶ年に延長せられても十ヶ年に延長せられても、補習教育の義務教育化の必要を叫ぶも

のであつて、國民教育の義務教育化と言ふことが十九世紀末、廿世紀の大勢であると考へる時に小學校の教育と同時に補習學校の教育をも包含した新しい意義の國民教育と言ふ兩者を一體としての教育により國民の素質の向上に努力せなければならぬと信するのである。唯、實行上の方法としては小學校の義務年限の延長よりも、補習教育の義務教育制の方が比較的經濟的節約がなし得られることゝ、若し、小學校の義務教育年限が長くなれば、補習教育の義務教育の期間は短くてもよいことになる。

要するに、現代の教育者が異口同音に叫ぶ聲は、兎も角も、尋常小學校の教育修了者に更に二ヶ年の義務教育としての實習補習教育を課することにある。此れは、最も消極的の意味に於て、一個の國民教育の改造意見と見られる。



(二其)場工習實科械機



況狀習實場工習實科型木

第四節 補習教育の開放的設備

補習學校は特に學校風を徹廢せしめなければならぬ

實業補習學校と言ふものを以て、公立の中學校や師範學校と取扱ひを同じくして、之を實業學校令の中に規定したことは、法令の便宜上から思ひ付た事であると思ふ。補習學校の教育は、學校の教育には相違はないが、從來の公立の

學校のやうに、社會と没交渉であつて、隱遁的の所謂特別な教育的の城塞ではない。補習教育を受けようとする生徒は、其の大部分は、職業に従事しつゝあるもの、其の他は之に従事しようとしつゝある青年、少女である。此等の生徒に對して、年限や、時間や、規則や、更に高い月謝を以て入學の不便や、就學の障害を設くるのは、國民教育の一部として補習教育を解釋しようとするもの心得難き點である。

「補習學校は、凡て學校風の城塞を徹廢しなければならぬ。自由に聽講し、簡易に入學し得るやうな、實に心易い、教育の場所とならなければならぬ。徳川時代に於て石田梅巖の心學派がやつたやうな平民的な教化方法を取らなければならぬ。此の爲めに、必要な費用は、市町村の小學校同様、其の負擔區域から當然支出すべきものとして、國庫よりも、小學校教育費同様、國庫負擔法を設けて其の負擔をなさしめなければならぬ。」

我國の教育制度は、民衆の教育として、又機會均等の教育として頗る價値の

教育の機會均等に基礎を置かねばならぬ

少いものである。一定の資本と、一定の期間とを自由に費し得る中産以上の子弟に非ざるものに對しては、凡て學校教育の門は出入を許されないのである。大學や専門學校は無論のこと中學校の如き、實業學校の如きもの迄も、入學試験料から、日々の授業料から、學用品以外の費用を勘定しても仲々の物入りである。此等は、教育の自由を認めて居ながら、教育の不自由を與へて居るものではないか。勿論國家の經濟的根據が十分でなく、地方の民度がそこ迄に到つて居ないとも言はれよう、而しながら、元來原則としては、公立の中等學校の如きは無月謝を以て、國家が教育すべきものである。殊に補習學校の如きに對して、何程かでも、授業料を撤するのは、それが、多少教育を行ふ上に於て生徒の勤學の上に於て便利な點があつたとしても、道理上不當である。殊に、早晚義務補習教育として、國民教育の完成機關たらしめようとする補習學校に授業料を徴するのは、不當の甚しきものである。尋常小學校の費用を補充するために、小學校に當分地方によりては授業料の徴集を許して、現に之を實行し

て居るなども全く、國民義務教育制度を強行して居る我國としては大なる矛盾を眞面目で行つて行ると言はなければならぬと思ふ。

次に、大阪市立實業學校開校記念式の際に、著者が校長として、多數の來賓特に實業家諸氏の前に訴へた一節を録して、參考に供したいと思ふ。

市立大阪實業學校の設立と沿革

(本校第一回開校記念日に際し來賓に贈りたるもの)

一、實業補習教育の大勢

實業補習教育振興の氣運は輓近世界の趨勢でありまして我國現時の國民教育を通觀しますれば切實に斯の種の教育が我國運の將來の發展に重大なる使命のあることを感ずるのであります。

現代の日本帝國は國民の全部が全力を盡して其の富強を計らなくてはならぬ、學問をする資本があり閑暇ある少數者所謂中等教育以上高等教育を受け

たもの或は受けつゝあるもの受けんとする人許りでなく國民の八割乃至九割にも達する義務教育の終了者、言葉を変えて言へば小學校のみを卒業して直ちに職業に従事せんとする大多數の國民の覺醒と發奮とを俟たなければならぬと思ひます。

此の大多數の國民に對し人格的指導を施し職業準備の教育を與ふるものは實業補習教育を措いて何物もないのである、即ち實業補習學校は國民全部の能力を涵ひ生産の能率を高め國民的訓練を司る教育機關であると言はなくてはならぬのであります。

此の故に歐米の先進國では國家教育の全力を傾けて實業補習教育の普及を畫策して已に補習教育は國民の義務教育として勵行せらるゝの現況に至つて居るのであります。蓋し世界文化の開展と共に起る問題は「外」に向つて國際的の生産的競争に於て經濟的に優勝な位置を占むるに足る國民を陶冶すること、「内」に向ては忠實な道德的訓練を施して健全なる國民を養成し所謂輕舉

盲動せんとする惡思潮に對し常に明晰な道德的判斷を養成しなくてはならぬことにあると思ひます、今日に於ては補習教育の名を輕んじ補習の文字を蔑視した教育家の頭腦は已に舊時の遺物となつて居ります、補習教育は國民教育の一大權威であり、一大要部として國家の政務に與つて居る人々は勿論一般の國民からは國運盛衰の鑒鍵として重大視せられなくてはならぬと信ずるのであります。

二、市立大阪實業學校創設の趣旨

大阪市の使命は商工業を以て世界的地位を占め我國の經濟的中心として大阪市の實力を極東に示すことにあると思ひます、而も此の目的のためには市民の教化は一日も之を弛うすることは出来ませぬ、即ち本市の實業界に幾多眞面目な人材を供給する教育機關の完備を計ることは本市實業振興の第一の要務であるのであります。實業界に人材を供給するの機關として最も直接關係を持ち且つ大量の教育的方法を以て應ずるものは商工の補習學校でありま

す。

商工補習の教育は最近漸く我教育界の一新機運として現はれたのでありますが獨立した校舎を有し完全な實習的設備のある補習學校の例は全國に於て未だ其の類を見ないのは斯道の爲めに誠に遺憾であります、依つて大阪市當局は茲に鑒みる所があつて本市小學校附屬の補習學校に對して其の中心とも言ふべき商工業補習學校の創設を企圖されたのは大正六年でありました、即ち大正七年、大正八年二ヶ年を以て中央實業補習學校とも稱すべき實業學校を中之島玉江町二丁目の現校地に設立の計畫を建て學校新設及設備費拾四萬九千九百四圓（内建築費七萬七千四百六拾參圓）を以て新設に取り懸つたのは實に大正七年十二月でありまして以後大正八年四月二十五日校舎の大部分を完了し大正九年四月に至つて機械工場が竣工し兎も角も最初計畫の校舎の落成を見たのであります。

三、本校の開校

本校の建築が緒につくと同時に大正八年一月廿日文部大臣は本校の設立を認可致しまして同月廿七日から校長は至急本校創設の事務を開始するの必要上同年一月から（中之島玉江町新校舎の竣工を見る迄）北區中之島尋常小學校内に於て本校創設の事務を扱ひまして同四月一日には商工本科一年生約二百名を商、機械、金工、應化、電氣、木工等に入學せしめ専修科生徒二百八十餘名を、更に同八年十月に一千八十八人の入學を許可致しました。

本年度は所謂戰時物價暴騰時代、人物缺乏の時代でありまして學校の建築設備の完備、教職員の招聘には多大の困難を感じましたが、公私多數の方々の御後援によりまして兎も角も學校内部の設備組織を完備することが出来ましたのは本職の最も光榮とする所であります。

大正九年の四月には更に商業本科生徒百二十名、工業本科生徒百二十五名、何れも機械、製圖、電氣、應化、木工、金工、各部に入學させまして専修科には同年四月に男女千四百三名（延人員）十月に千七百七十七名（延人員）を入

學させました。

此等の中、本科の商工業の生徒は來、四月に始めて卒業生として本校を出るものでありまして専修科は三ヶ月若しくは六ヶ月に各々其の學術の終了と同時に自家の業務に従ふものでありまして其の多くは已に業務に従事して居るものであります。

四、本校の教育狀況

本校の教育は理論よりも實際を主とするのでありまして高尚な理論については其の大意を授けまして實務に興味と熟練とを養ふことに努力致して居ります、特に夜間夕間に通學致します男女の生徒に對しては彼等が日常の業務に疲れた餘暇更に進んで本校に學ぼうとする勇氣と熱心に共鳴致しまして彼等の中から將來有爲な人材の輩出する様に誘導することに努めると共に彼等の身上の問題に關しても出來得るだけ相談指導の機會を作つて居ります、本校の教育は本科生徒晝間補習専修科を午前から午後に涉つて午後四時から六

時迄は女子に更に六時半から九時迄に多數の青年の教育を致しまして三重に教室校舎を利用致しまして出來得るだけ本市青年の好學心を獎勵することに努めて居ります、特に本科専修科共に無月謝の制度を採つて居ります所は本校教育が全然市民のために開放されたものとして所謂學校風の教育の型を脱したものであります。

青年の教育は青年の心理を能く理解し青年の心情を察し之に同情することが最も有効な方法であります、日夜校務のために多忙を極めて居ります本校の職員は或は教育の方法に拙いものがあるとも教育は愛の事業であると云ふ上から青年を誘導すると云ふ點に於ては何れも誠意を込めて其の職務に没頭して居ります。

五、本校教育の社會化

學校の教育が漸次社會の實際的狀況に近づかなければならぬとは一般の識者の言ふ所であります、高尚なる理論よりも卑近なる事項に於て熟練すると

云ふ事は最も必要なことでありまして今日の實業教育は勿論、實業補習學校の組織も漸次其の土地の事情と生徒の學習に便利な方法を探らなければならぬことは勿論であります、而しながら今日に於て學校として更に負擔せなければならぬ義務は學校内部の教育許りではなく、學校の門を一步出た社會に對しても學校の教育力が及ばなくてはならぬ、磁石が周圍に對して磁場を作り鐵粉を引く様に學校は社會に對して磁石の如き教育的の引力を持たなくてはならぬと思ひます。

實業學校は學校の内部で三重の教育をする許りでは満足してはならぬと思ひます、本校は無月謝主義を以て本校に入學する少數の青年に眞面目な研究心と眞摯な人格修養の機會を與へる許りではない、本校に入學しない青年に對しても市民としては斯の如く自重し青年としては斯の如く奮闘しなければならぬとの勇氣を鼓舞する事を以て本校の社會化教育としたいのであります、青年團、夜學會のお世話をしたり、工場商店會社等を御訪ねして實際社會の

狀況を了解して其等の内部で行はれる夜學修養會の組織と其の實行に就ても出來得るだけの援助をして居ります、此の意味に於て本校は本校の補習教育だけに籠城をして居る許りでなく青年團、各種組合、各種學校と連絡して所謂學校教育上の社會化運動ソシヤルカイゼンとして大阪市の教化政策に貢献したいと思ふのであります。

第五節 現代産業教育としての實業補習教育の新意義

歐州戰爭を一新時機として、我國の經濟界は、前古未曾有の大發展を來した。凡ての社會的文化事業の發達と各種の産業の勃興は世界の列強をして嫉妬の念を起さしむる迄に長足の進歩を示したのである。随つて、國家經濟力の上には偉大な根據が出來たのであるが、之を他の一面から見れば外來の社會主義的思想の流布と、無理解な労働者の行動によつて所謂思想界の動搖なるものが認められ、一方戰爭開始後物價の騰貴から厭迫された、中流以下の知識階級の人々の精神と雖も其の奥底には、資本家に對し、成金に對して快感を持たぬもの

戦後の不
景氣と職
業紹介所

が多くなつて、官吏、教員等が職を抛つて營利的の會社工場に走り赴き、會場の工場に従事し居るものは暴利のある所を轉々として漁り歩き、人心は總じて其の恆心を失つて居つたのである。

幸ひに大正九年四月以降の財界の大不況に會して人心がやゝ平安に歸したのであるが、従來の國民は凡て利己と暴利と、然らざれば生活難を如何にしてか脱しようとする人々を以て充されて居たのである。

大正七八年の財界の大景氣と、同九年春の大不景氣の間に於ては、政府は救濟事業として、各地に公立の職業紹介所や、公立の長屋、公立の食堂、公設の市場を設けることを奨励した。此等は救濟の事業ではあるが、國家が失業者に職を與へ、不適當なる仕事に従事して居るものに適當な職を持たせて其の働きを十分に發揮せしめる事等であつて、半面は救濟の如くして、半面は國家自らの必要上行はなければならぬ事業である。此等の事業は内務省を中心として將來益々全國に普く行はれることであらう。しかしながら、此等の行政事務は

補習教育
は積極的
な職業改
善事業で
ある

凡て國家の行政上から考へれば消極的方法であつて、如何に、職業紹介所の數を増加したとしても、長崎市にある労働者や職業を求むるものを北海道に送ることは出来ないであつて、假令、其事が實行出來たとしても其の結果は大したものではない。職業紹介の事業を永久に圓滑に行はうとすれば、補習教育と職業指導を共に學校教育の下に行ふことである。補習學校も都市と村落とでは、其の大小と設置の數、又は施設の學科にも相違はあらうけれども、要するに、大都市に於ては職業として成立つものに對しては、凡て學校で其の技術と之に關係のある理論を教育する必要がある。故に補習學校に於ては、其の設置されて居る地方の産業の狀況に止らず、其の土地の職業の分布の狀況、種別其の改良すべき點等を調査して、其の最も急を要するものから補習學校に於て學級を設けて實業補習教育を行ひ、同時に彼等に對して職業指導と案内の勞を採るのである。全國の補習學校が斯の如くすれば、全國民の職業教育によつて受くる利益と、其の結果生産事業の能率を高くする事は著しいものがあらうと思

ふ、此れは、消極的な職業紹介事業に對して、積極的な職業改良事業であり、國民の職業改造の根本となるのではあるまいか。現代の補習教育は、單に實業補習學校の教育に於て、英語や算術や商業製圖などを教へる許りでは物足りないのである。學校以外の社會の狀況を達觀して教育と云ふ眞面目な精神から、國民の職業的の能率を高めるに足る方法によつて教育内の仕事を學校の門外に擴張するやうに努めることである。

第二章 實業補習學校の經營の實際

其一

實業補習學校の教育は血と涙、熱と力との教育である。假りに今日迄の補習學校の教育は夜間であつたにしても、晝間教育に従事して居る教師の第二の仕事として受負はれて居るとしても、一教室に集り、一學校に通學する、全國幾十萬の青年少年は、多くは晝間に於て衣食の爲めに相當激しい勞働に従事し、

實業補習學校の生徒の環境

一家を支へ或は一身を糊してゐる人々である。然るにこの晝間の勞働を感めるに暇なく、しかも將來の大成を希ひ、未來の獨立を志して健氣にも勇氣を鼓し乏しい學資を惜まずに補習學校に向つて集る愛すべき青年少年である。故に彼等に對する教育は中學校や、女學校乃至は他の物特の子供の入學する學校のやうな氣樂な、悪口を言へば教育のための教育を受けに来るものではない。それ故に苟も補習學校の學校教育に當るものは、これらの職業少青年を慰撫し、彼等に同情し、彼等に共鳴し、相共に學び、相共に語り、親しく彼等を指導する覺悟が無くてはならぬ。單に教壇に立つて義務的の口舌を弄するやうな理窟張つた熱のない教授のやり方では到底補習學校の教育の成績を擧げることが出来ないのである。

凡て實業補習學校の經營の全部は斯の如き精神によつて行はれ、實業補習學校の教育は此の主義によつて其の施設を行ひ、其の教育訓練をすゝめなければならぬ、故に實業補習學校の教育は、單に教育學を讀み、心理學を解し、又、

實業補習學校教師として最も適才は

農、商、工等の職業學科の一二を教授し得る中等學校の教師と言ふやうな簡單な人を迎ふべきではない。青年少年を愛し、彼等の爲めに、彼等の將來を開拓して呉れやうと言ふ熱心の籠つた親切と同情の深い赤誠が無くてはならぬ。殊に主として夜間の教育であるから身體が強健であり、缺勤の少い人でなければならぬ、此の點から考へれば、實業補習學校の教育に従事する教育者程困難な仕事はない、即ち好んで此の難局に克く當り得る人は多くはない。徒らに報酬を希望し、収入の上から打算して來るが如き人々は、凡て吾々の言ふ眞の實業補習教育を托するに足りないのである。

凡そ學校の經營は、必ずしも金ではない、第一要件は人である、凡ての學校に於ても此の事實は認められるが吾人は實業補習學校の經營に於ては、更に此の點に就て、一層の注意を要求する。

以下、勸學三則は、著者が補習學校の生徒に示して日々の誠としたものであつて、此の意氣と、熱誠は實業補習學校の教師にも、是非必要なものである

ことを信ずる。

補習學校生徒勸學三則

- 一、青年は常に社會國家の爲め何事か有益なることを成さんとする意氣あるべし
- 一、眞面目と熱誠とを以て事に臨む者は自ら成功し遂に國家に盡すものなり
- 一、成功とは自己の職業に對し適切且優秀なる技倆と高潔なる人格とを修養し得たる事なり

其二

實業補習學校の教育は其の精神に於て其の教育の方法に於て、之を他の普通教育に屬する諸學校の教育及び、他の實業學校の教育に比して、決して相違すべき性質のものではない、何れも、日本國民に對する國民教育である。しかしながら、實業補習教育は、其の教育上の主眼點を、職業學科に置くと言ふ關係上、地方的の産業と直接に聯關しなければならぬ、都市に於ては其の商工業の狀況、殊に、商業に於ても工業に於ても其の特點と認めらるゝもの例へば、外國貿易の盛なる神戸市横濱市の如き開港場を有する都市と、京都市の如き準商業都市と、大阪市の如き、大機械工業の都市と、名古屋の如き精密機械工業或は美術工藝の盛んな都市とは、其の地方に設けられた實業補習學校の職業學科の選擇と及び、學校の設備の上には大に區別がなければならぬ、即ち實業補習

實業補習
學校の地
方化

學校の教育の目的としては一樣であつても、其の教授する職業學科の施設は何れも地方的の色彩が濃厚であり地方の産業が發展され、地方の人々に適當な職業的素地を開拓する類の方向に進まなければならぬ。

地方の實業補習學校では、農村に設けられる農業補習學校に於ては、農業は勿論、土地の狀況によつて蠶業を試むべき必要あり、將來蠶業の發達に見込のある所にては、蠶業科を設け、果樹の栽培の有望な地方には、果樹科を設くべきである。農家の副業として、農閑の期に於て、其の勞力の剩餘を利用すべき麥藁紐、花蒔、竹細工、竹籠、籐及び草の籠類、紙細工、金絲等の製作を獎勵して、此等の技術に關する實習學科を設くることも必要である。

かくの如く、實業補習學校は其の教育的經營の上から見るときは、地方的産業の長短、特質如何を考慮して其の地方の職業上の進歩に裨益を與へ、過去の地方的産業を改良獎勵し、將來の新しい産業の基礎を作らなければならぬ。農村に止まらず、大町村、大都市に於ても、此の意味の目的に向て、實業補習教

育を振興することは、現代の日本に對しての産業興隆の策として、最も必要な事項ではあるまいか。

以上の目的のために、實業補習學校は、其の教育の場所となるべき學校々舎學級の組織、職業學科の實習方法、晝間の補習教育、青年團の補習教育、卒業生の職業案内等の外、學校の本體になる、實業補習學校の教育組織などについても、常に周到な注意を以て、其の人を選び、其の技術を應用するやうにしなければならぬ。

要するに、實業補習學校の教育は、現代の我國の制度では、歐米の諸國に、ヨタ／＼行はれて居るやうな義務教育制度に迄は進歩して居らず、入學生徒に對する獎勵方法としても未だ十分でなく、全然、實業補習教育を受けることを肯せぬものに對しても、之に對し制裁の方法が無いと言ふ有様である。故に、已に職業に携はらんとして居るものや、まだ不熟練ながらも、職業を有して居る、尋常小學校、高等小學校の卒業生徒に對する教育方法としては、單に實業

補習學校の教育は一面土地に關係の深い職業學科を教授するのであるから、汝等の將來のために大に利益があるから宜しく學校へ來て學べよ、而して唯熱心に學習せよと言つたやうな、一片の官僚的の學校教師の教授では、決して補習教育を徹底させ生徒を吸収し得るものではない、夜間の學習に對しても、彼等の興味を感じるやうに、愉快に教授をすゝめ、楽しんで學校に來り、嬉しく歸らしむるやうに仕向けなければならぬ、修養會もあれば、娛樂會もあり、活動寫真や、講談も一月に一二回は見せもし、聞かせもし、偕又、修身や、體育の話も授けなければならぬ、斯の如くして、彼等の入學し來るものは、必ずや、特別な業務上の支障のない限り、半途の退學や、缺席等の無いやうに勵まし、時彼等の身上の相談、將來の職業の案内などについても教師生徒互に共鳴するの機會を作り、楽しんで通學し自己の習ひつゝある學校を愛して親しむやうに指導することが必要である。

以下實業補習學校の經營について、著者が大阪市立實業學校の校長に在職中

試みた二三の實際問題について簡単に述べようと思ふ。



況狀習實科物鑄



況狀習實科工鍛

第一節 實業補習學校の校舍及其設備

實業補習學校の教育は、尋常小學校の義務教育に比して、其の差異はあるけれども、我國の學校教育の數多ある中に、小學校教育に次で多數の國民を教育するものである。而も、其の職業學科の教育を完成するの途に導くと言ふ上か

實業補習教育は大規模の國民教育なり

らは、實に小學校教育に、最後の社會化教育の色彩を添へるものであつて、尋常小學校の卒業者が年齢を加へ、漸次職業的生活の範圍に近づかうとする際に、彼等に對し、彼等が今日迄絶對的に職業的に無能力であり、又不熟練であるにも係らず、この少年から、職業的生活に入り得るやうに補習教育上の何物かを與へて、將來の彼等の社會的職業的生活に、或る安定な地位を與へようとするのである。

それ故に、實業補習學校は、假令其の教育と教授を、夜間に行ふとしても、早朝に行つても、夕方に行つても、眞晝に行ふとしても、何れも、此の獨立の目的を持ち、多數の而も將來の職業に對し最も生産的に働く國民を養成するためには、必ず一個獨立の校舍を備ふべきであることは理の當然である。實業補習學校は、小學校の校舍を夜間に利用すると言ふ美名の下に、厄介物扱ひされて居ながら小學校に附設すると言ふことは、過去に於て久しく實業補習學校の教育が振はなかつた理由の一つである。其故に、今日に於ては、實業補習學校

を設立するに、其の校舎を設けずして、尋常小學校の校舎を夜間、假りに用ひると言ふことは、我國の貧弱な教育經濟の上から、止むを得ず之を行つて居るまで、あつて、此の例は寧ろ惡例であつて、將來は、必ず、實業補習學校を設ける場合には次の趣旨によつて之を設けることを要する。

(一)實業補習學校設置の際、若し、之を尋常小學校、又は高等小學校に併置しようと思ふ時は、實業補習教育に支出し得る臨時費を何程でも捻出して、該小學校の中へ、實業補習學校用の教員室、或は、標本室實習教室、又は圖書室位を必ず設けることが必要な要件となる。

此は、實業補習學校をして、單に併設と言ふ許りでなく、其の意義をあらしめることと、其の權威を持たしめるために最も必要である。殊に、實業補習學校に、専任教員を置いて小學教授を、兼任せしめぬ者を多く採用する場合は、此の方法を用ふることが最も大切である。

(二)實業補習學校の毎年度豫算は、小學校費と共に明かに豫算を作り、小學

校教育費と明かな分堺を付け、實業補習學校教員に對する待遇を特に厚くすること。

實業補習學校に對して單獨の豫算を作るべきことは、勿論であるけれども、地方の小都市、小町村に於ては單に教員の給料のみを置いて、圖書費、旅費、器具、機械の費用は全然之を置かず、小學校と共通にして、適當に處理して行かうとするのが多いけれ共、此は、實業補習教育のためには甚しい不利である、苟も實業補習教育のために學校を設置した以上、僅少の經費でも其の學校に入用な費用は、凡て項目を設けて此を豫算に置くことが大事であつて、此は實業補習教育普及振興のために必要な要件である。

實業補習學校の校舎は以上の如く、之を獨立のものを求めることは理想であるが、之を直ちに實現し得ぬ地方は、以上の趣旨によつて、實業補習學校の教育の權威を墮し、或は之を小學校教育の附屬物と見做されるが如きことの無いやうにしなければならぬ。然らざれば國民教育振興上の一大損失となるのであ

る。

大正十年二月九日、地方長官宛、文部省實業學務局長の通牒に、

『實業補習學校ハ従前ノ規程ニ於テハ他ノ學校ニ附設スル事ヲ得マシタノデ地方ニヨリテハ此等附設實業補習學校ヲ附屬學校ノ如ク取扱フモノモアリマ
スガ今回ノ改正規程ニ於テハ附設ヲ併設ニ改メ他ノ學校ニ併セ設クルモ其ノ
實業補習學校ハ全ク獨立ノモノトシ取扱フベキ趣旨ヲ明ニ致シマシタ就テハ
現ニ附設トナセル學校ハ本年四月一日以後之ヲ併設トシ獨立ノ學校トシテ取
扱ハレ度』

文部省が以上の意味を明にしたことは、詢に我國の實業補習教育の普及發展の
ために、一進歩を劃するの時を早めるであらう、實業補習學校は、都市に於て
は多く商業補習學校、工業補習學校、又は、商工補習學校と稱するものが殆ん
ど其の全部である、商業補習學校に於ては多くは、校舎は、普通の教室に於て
稍々高學年生徒の用ひて居る高い机椅子を用ふれば、事が足り、其の教授用器

商工業補
習學校の
設備

具としても、博物、地理、商品、算術、國語、商業等も、尋常小學校又は高等
小學校の備品、圖書は、大部分補習教育にも使用することが出来る、唯商業實
習の教授材料が無くて困る位であつて其れ以上は、甚しい、困難はない。

商工業共其の普通學科は勿論、前期の補習學校では、小學校の設置について、
大なる不自由は感じないが、後期に於て、主として職業學科が都合よく教授さ
れ實習が行はれるのに便利にせられるやうになれば、商業のタイプライターの
如きは特別な机、椅子を要し、數個の標準的のタイプライターと、數十個の練
習器を必要とする。

殊に工業科の後期は、製圖は勿論、電氣、應用化學、木工工藝、金屬工藝、
機械工作などの實習學科に對しては、何れも、多少の設備をせなければならぬ
此等の専門の學科は普通教室で講せられるけれども、其の實地についての技能
は、工場に於て、教へられ、研究せらるべきものであつて、所謂實業補習教
育の勤勞教育となり、勞働學校となる理由も、其の貴い意味も、此の點から生

實習工場
の設備

れるのである、故に、工業補習學校の後期に於ては、其の學校に於て設けられる専門の職業學科及其の學科の實習に對する設備としては、此の實習工場を設けなければならぬ、而して、此の工場に設ける、機械、及附屬の器具等は、成るべく簡單なものであり種々の代用になり、標本になり、而も、實習上便利なものを選び、使用の回數の少い、博物標本のやうなものを高價を投じて買ひ求めることは愚である。

都市の工業補習學校で、校舎を特に設ける場合には、普通工場を特設することとは、最も必要であるけれども、經費の關係上、困難な場合に、其の節約を劃るためには、階上を教室に當て、床下には、音響の波及を防ぐために、木屑を以て床下を充たし、階下の圍りを鐵筋コンクリー、又は練瓦を用ひて、防火の設備とし、階上に振動の及ばぬやうに、階下に獨立の柱を設けて、此れにシヤフトを受付けて、機械を動かす等の仕組みは、校地の節約と、校舎の利用上には便利である。(寫眞參照)

工業補習
學校の實
習工場

更に、特殊の機械及特殊の設備に就いて學校に於て到底此を設けることの出來ないものは、其の地方の工場會社と協議して、其の一部を使用し、又は其の實習に當てるやうにすることも必要である。

最後に、實業補習學校の設置に就いて最も必要である事項は、校舎の位置である、商工業補習學校は小學校に併設さるゝ場合に於ても、獨立の校舎を設ける場合に於ても、生徒の通學に至便な場所を選ばなくてはならぬ、補習學校に通學する生徒は、全部通學すべき時間に就ては制限を受けて居る、特に夜學の通學は、天候により、寒暑の季節には、遠距離であつたり、通學上不便な場所に於ては、其の出席の分合が甚しく悪くなるのである、大阪市の實業學校が、其の補習教育の目的を重んじて、晝間、工業學校、商業學校の生徒の通學の問題よりも、教育上の問題から、之を郊外に移して廣い場所を占領すべきに係らず大阪市の中央である中島の狹隘な場所に設けるのは、夜間補習教育を受けに通學して來る生徒の便益を考へた結果である。

補習學校
の校舎位
置實業補習
學校の位
置

大都市に於て、小學校併設の實業補習學校を設ける際にも、商業補習學校は商業地域の中央或は商業地域からの通學の便を考へ、工場、會社地域よりの通學の便を考へ、工業補習學校を設けると言ふ風にせなければならぬ、又都市の位置と、其の形狀の關係から右の如くすることの出來ぬ場合には、分教室制を取つて、生徒の通學時間を短縮することを考へることを必要とする。

終りに、實業補習學校の教育を照すものは、電燈の設備である、教室内の電燈の不備と不足は、教授の效果に對して惡結果を齎らすものである、製圖の如き、電氣の測定の如き、機械の取扱の如き實習科目に於ては最も光線の豊富な設置を考へ、室内の照明をよくしなければならぬことは勿論である、此の點に就いては、商業補習學校に於ても、農業補習學校に於ても同様であつて、照明の不自然は生徒の眼を損することを考へて、十分な電燈の設備をすると共に、其の有効な照明の研究をもしなければならぬ。

次に著者の經營した大阪府の市立大阪實業學校の教育概要及び學校々舎其他

電燈照明

設備に關する一覽を掲げて參考に供す。

市立大阪實業學校一覽

一、本校設立ノ趣旨

- 一、本校ハ本市實業界ノ現況ニ鑑ミ簡易清新ナル専門的知識ト技能トヲ授ケ之ヲ通シテ忠實ナル實業的薰化ヲ施スニアリ
- 二、實業界ノ實質ヲ改善スル所以ノ途ハ商工兩業教育ノ密接ナル聯絡ニアリ實業教育ノ徹底ハ工業教育即チ商品生産教育ノ普及ニアリ本校ハ商工兩教育ノ缺陷ヲ補ヒ實業教育及實業補習教育ノ振興ヲ計ラントスルニアリ
- 三、本校ハ獨リ商工業教育ヲ行フ外特ニ校舎ノ利用ヲ考ヘ夜間若クハ晝間ニ於



金工科鑄金工科工場實習狀況

テ實業ニ従事セル青年ニ職業上必要ナル教育ヲ授ケ更ニ夕間女子ノ爲メニ關スル知識技能ヲ授ケ女子職業ニ對スル指導ヲ與ヘントス

二、本校ノ組織

(一) 學科目組織

晝 間 工業本科(二ケ年)
商業本科(二ケ年)

夜 間 工業補習專修科(六ケ月以上)
商業補習專修科(一ケ年)

女子夕間 工業補習專修科(三ケ月以上)
商業補習專修科(一ケ年)

不定期 工業補習講習科(不定)
商業補習講習科(不定)

(二) 實業補習專修科課程表(別紙)

三、本校ノ設備

本校ハ普通教育本位ノ補習教育ニ對シ實業本位ノ補習教育ヲ以テ特點トナスガ故ニ機械工業科ニ於イテハ木型ヨリ鍛工鑄工仕上工場ヲ有シ更ニ電氣木工應用化學分析金屬工業ニ至ル迄凡テ專屬ノ工場ヲ設ケ教授ト相俟チテ實習ヲ行ハシメ簡易ナル製作ヲナサシム校舍ハ三階洋風ニシテ教室ヲ上階トシ一層ハ工場

及事務室ニ當ツ此建坪數三二九、三六坪敷地六九三、二七坪ナリ

四、豫算及設備費

本校ノ教育ハ其趣旨ヨリ校舍ノ位置ヲ考ヘ本市青年ノタメ校間生徒ニ通學ノ便ヲ計レリ現校舍ノ坪數ハ學校通路共七百六十七坪ニシテ大正十年度經常費九六、〇四六圓ニシテ其内譯次ノ如シ

給料	五八、九一六	需用費	一九、六三一
雜給	一四、二九五	其他	三、二〇四

五、本校教育ノ主義

- 一、本校ハ實業ニ従事セントスル青年少年ニ其ノ個人的長短ヲ考慮シ之ニ適切ナル知識ト經驗トヲ授ケ團體トシテ互ニ融和協同シ誠實且勤勞ヲ樂ムノ美風ヲ成サシメ高潔ナル人格ヲ修養セシムルニアリ
- 二、本校ノ教授ハ生徒知識ノ開發ヲ凡テ彼等ノ自發的活動ニヨラシメ自學自修漸次ニ學術經驗ノ效ヲ遂ゲ他日自ら大成ノ端ヲ拓クノ基礎ヲ養フコトニ努メ

常ニ反覆練習ヲ重ンジ平易ナル學理ト雖モ之ヲ確實ニ了解セシメ或ハ實驗應用ヲナサシメ將來業務上ニ於ケル彼等ノ健全ナル手腕ヲ養ハシムルヲ以テ教授ノ主眼トス

次ニ本校生徒心得要綱ヲ示セリ

- 一、本校生徒ハ常ニ品行ヲ慎ミ學業ヲ勵ミ忠實ニ校規ヲ遵守スベシ
- 二、本校生徒ハ師長ニ對スル禮儀ヲ重ンジ質實剛健ノ風ヲ養フベシ（其他略）

六、職員組織

本校ノ創設ハ輓近世運ノ趨勢ヲ鑑ミ我國ノ補習教育並ニ實業教育ノ發展ヲ計リ實業界ニ於ケル幾多ノ商工從業者ニ其ノ生産的能力ヲ増進セシメントシ一面ニ於テハ晝間補習教育ノ實現ヲモ企劃實現セントスルガ故ニ職員ノ組織ハ凡テ兼任兼職者ヲ避ケ専心本校教育ノ衝ニ當ルコトヲ得ルモノヲ以テ組織ヲナセリ

第二節 實業補習學校の學級組織

實業補習教育の目的は多數の健全な國民を養成するにあるけれども、其の教育の本質上、實業學科の教育教授を徹底することが主眼とならなければならぬ換言すれば實業補習學校の教育上最も必要とする教育上の手段は有効に、そして適切に職業的學科目を教授して、各々其の教科目に對する熟達と、習練とによつて、將來この實業補習學校を卒業した後に、直ちに業務に従事した上は、此の業務に對する興味と、熟練とによつて、彼等の生活の基礎を作らしめるやうにならなければならぬ。此の故に實業補習學校の學級編成は、普通學科の外職業學科は、其の學校區域の職業の種類と、生徒の希望とを考へて、必ずしも生徒の人數の多數を求めずして、之を開設して、特に商工業科共實習に屬する科目は成るべく小人數を以て、一學級を作ることにならなければならぬ。殊に學科制によるものは成るべく短時日に於て之を修業し得るやうにするが最も便利である。一般に前期の補習學校に於ては、學年制の學級編成は法規の上からは勿論教育の上から便利であるけれ共、後期の補習教育は學年制と共に學科制を

設けることが生徒の教育上成績がよい、今次に大阪市立實業學校の補習專修科の教科別の學級の概要を示す。

教科別、學級編成(即ち學科制)

本校專修科ノ目的 本校ハ晝間學習ノ餘暇ノナイ人々ニ、ソレト業務ニ必要ナ専門ノ教育ヲ施スタメニ、夜間(六時半カラ九時半マデ)ニ男子專修科、夕間(四時カラ六時マデ)ニ女子專修科、更ニ夜間若クハ晝間ノ適宜ノ時期ニ於テ、講習科ヲ設ケタノデアル。專修科ハ一週間三時間ヅ、二回六時間ヲ以テ三ヶ月或ハ六ヶ月又ハ一年以内ニ修業ノ出來ル様ニ、一學科ニツイテ、専門ノ教育ヲ施スノデアル、以上ノ専門學科ハ一週間一學科ニツイテ二回六時間デアルカラ、若シ、三學科ヲ志望スレバ一週間十八時間トナル譯デアル、假リニ六ヶ月で三學科ヲ修了スルモノトスレバ、一ケ年ニ六學科二ケ年ニ十二科ヲ修了スルコトガ出來、二ケ年間終始怠リナク勉強スレバ夜間ノ餘暇ヲ利用シテ、二ケ年間ニ立派ナ、商工業ノ専門教育ヲ受ケルコトガ出來ル組織ニナツテ居ル。

本校商工業專修科ノ特色 本校商工業ノ專修科ハ完全ナ器具ト新式ノ器械ヲ備ヘツケテ教授ハ勿論、實習ノ點ニ於テモ、教授上特別ナ便益ヲ、一般ノ生徒ニ與ヘルコトガ出來、机上ノ理論ハ勿論、機械其物ヲ生徒各自ニ與ヘテ、徹底的實物教育ヲ施シ得ルヤウニシテ居ル加之、何レノ専門ノ學科ニ於テモ、國民道徳ノ趣意ヲ授ケテ、手腕ノアル商工業ノ人士トシテ美ハシイ人格ヲ養成スルコトニツイテ全力ヲ盡シテ居ル、又本學年ヨリ學年制商業科ヲ並置スルカラ、小學校尋常科卒業位ノ子弟ハ之レニ入學スルノガ便利デアルト思フ。

晝間專修科 晝間業務ノ餘暇ヲ利用シ一週八時間以上商業並ニ工業ノ専門學科ヲ學習シタイ人々ノタメニ設ケタノデアツテ、官衙、會社、工場、商店等ニ勤務シテ居ル間ニ都合ノ好イ時間ヲ選ビ本校生徒同様晝間ニ於テ最モ新ラシイ晝間補習ヲ施ス事ヲ目的トシテ何レモ商工ノ専門學科ノ教育ヲ授ケル。

實業補習專修科學級別教科目ノ要旨

工業化學科 (男子六ヶ月) 無機、有機、化學ノ理論ヨリシテ一般ノ製造化

學工業ノ概説ヲナシ實際的ニ工業品製造應用ヲ教授ス

機械製圖科甲 (男子六ヶ月) 普通機械ノ主要部分ノ形狀構造ニ關スル智識ヲ授ケコレガ設計看取及製圖ノ練習ヲナサシム

機械製圖科乙 (男子六ヶ月) 機械製圖科甲ヲ修了シタルモノ、爲ニ尙進ンデ諸種機械ノ設計看取及製圖ヲ教授ス

電氣工學科 (男子六ヶ月) 一般ノ電氣理論ヨリ諸種ノ電氣機械ノ構造ヲ教ヘ並ニ其ノ取扱法ヲ教授ス

原動機工作科 (男子六ヶ月) 機械運轉ニ要スル原動力ヲ起ス主要ナル機械ノ種類構造及作用ニ關スル智識ヲ授ケ且普通ノ機械製作ニ使用スル機械並ニ工具ノ名稱構造及使用方法ヲ知ラシム

實用數學科甲 (男子六ヶ月) 算術代數學ノ基礎法則ヲ授ケ進ンデ實用の方面ノ數理ヲ授ク

實用數學科乙 (男子六ヶ月) 算術代數學ヲ學習シタル者ニ幾何學及三角法

ノ教授ヲナス

意匠圖案科 (男子、女子六ヶ月) 普通圖案ノ理論ト實際トノ一般ヲ授ケ主トシテ諸製作品ニ應用ノ實地描寫練習ヲナサシム

裝飾畫科 (男子、女子六ヶ月) 裝飾ニ關スル平易ナル智識ト技能トヲ授ケ店頭ニ於ケル裝飾畫法及一般廣告ノ簡易ナル描寫ニ關スル手法ノ練習ヲナサシム

家具實習科 (男子六ヶ月) 家具製造上必要ナル木工材料、工作法、塗料等ニ就キ學理ト實際トヲ教授ス

電氣鍍金科 (男子三ヶ月) 電氣鍍金及金屬着色法ニ就テ手工的及大工業的ニ作業方法ノ講義ト共ニ實習ヲナシテ學理ト實際トノ連絡教授ヲナス

分析實習科 (男子三ヶ月) 本科ハ分析ニ從事セントスルモノ、爲ニ定性分析ノ理論及實際ヲ教授ス

旋盤實習科 (男子三ヶ月) 旋盤及機械工場備付ノ普通諸機械ノ簡易ナル理

論及使用ノ方法ヲ授ケ併セテ之ガ實地ノ練習ヲナサシム

電氣實習科 (男子三ヶ月) 電氣諸機械ノ取扱法及電氣的諸量ノ測定法ヲ授ケ尙實地ニ付キテ實驗ヲナサシム

金工鑄金科 (男子三ヶ月) 鐵及各種合金ノ講義ト共ニ實習ヲナシテ學理ト實際トノ連絡教授ヲナス

木型實習科 (男子三ヶ月) 鑄物ニ必要ナルアラユル木型ノ製作ヲ教ヘ木材一般ノ性質ヲ教ユルハ勿論尙進ンデ西洋工具ノ使用ニモ熟達セシメ機械製圖等ハ特ニ此科ニ於テ精通セシム

鑄物實習科 (男子三ヶ月) 鑄鐵真鍮ハ勿論凡テノ鑄物材料ヲ用ヒ種々ナル方法ニテ色々ノ機械ノ鑄造術ヲ學理ト實地ニヨリテ實習セシメ尙合金配合ニ關シテハ特ニ此ノ科ニ於テ精通セシム

商業簿記科 (男子、女子六ヶ月) 店員又ハ社員トシテ商業簿記ニ關スル必要ナ智識技能ヲ授ケ修了後ハ直チニ之ヲ活用シ得ル爲ニ記帳ヲ主トシテ理論ヲ

從トシテ凡ソ次ノ事項ヲ教授ス

- 一、簿記ノ意義
- 二、其ノ種類
- 三、複式簿記ノ貸借仕譯ノ原理、四財産及取引
- 五、勘定科目ノ分類及ソノ性質
- 六、決算
- 七、帳簿組織ノ變更
- 八、會社ノ會計
- 九、記帳練習

商業算術科 (男子六箇月) 現代商業ニ從事スル者ニトリテ最必要ナル歩合算、單利法、複利法、貨幣及度量衡、損益計算、支拂期日平均法、交互計算、手數料、倉敷料、保險料、外國爲替、賣買計算書、年金算等ニツキ其理論並ニ算法ヲ授ケ且ツ之レ等ニ關スル商取引慣習ヲモ併セテ授ク

商事要項科 (男子、女子六箇月) 有價證券、手形、賣買、銀行、海陸運送倉庫、税關、商業機關及夫等關係法規、商事經營等ニ關スル一般保險的智識ヲ授ケ大阪市ニ於ケル商業事情及慣習ニ就テ理論及實踐的ノ教授ヲナス商業作文科(男子六箇月) 會社其他ノ事務員タラントスルモノ爲メニ商業作文ヲ教授シテ毛筆書及ペン書ヲ實習セシム

經濟科 (男子六箇月) 經濟現象ニ於ケル生産交易分配消費ノ理法ヲ授ケ現代ノ經濟組織我國ノ行政組織及法律制度等ノ一般ヲ知ラシム

商業法規科 (男子六箇月) 民法商法ノ大意ヲ説キ特ニ商業諸法規ハ解説判例ヲ授ケテ極メテ實際的教授ヲナス

英語初歩科 (男子、女子六箇月) 英語初歩科ハ最初英語讀本第一卷ノ初ヨリ讀本第二卷ノ終迄教授ス

英語中等科 (男子、女子一箇年) 初歩科ヲ修了セシ者又ハ之ト同等ノ學力アル者ニ讀本第三卷第四卷ヲ教授ス

英語高等科 (男子、女子一箇年) 中等科ヲ修了セシ者又ハ之ト同等ノ學力アル者ニ讀本第五卷ヲ教授ス

コレスボンデンス科 (男子、女子一箇年) 本科ハ普通ノ商用通信ヲナシ得ル程度ニ至ル迄英語ヲ修得セシメ入學志望者ハ英語中等科修了者及ビ同等以上ノ學力アルモノニ限ル

英文タイプライター科 (男子、女子一箇年) 本科ハ新式機械ニヨリタッチ、メソツトニテ一分間ニ五十語内外ヲ書キ得ル迄ノ練習ヲナサシム入學志望者ハ英語讀本第五卷以上ヲ修了セシモノニ限ル

銀行簿記科 (男子六ヶ月) 普通銀行ニ於ケル業務一班ト其記帳整理ノ方法本支店及他店トノ取引關係記帳方法ヲ教授シ管ニ銀行會計ニ關スル知識ヲ得シムルノミナラズ、廣ク一般商會社ノ會計ニ應用スルノ素地ヲ作ルニアリ

速記科 (男子一箇年) 將來記者ヲ以テ立タントスルモノ又ハ事物ニ速記術ヲ利用セントスルモノノ爲メニ設ク、速記術ノ起源並ニ、沿革、速記記號ノ割出、基本記號、略記號等ヲ授ケ専ラ練習重キヲ置キ旁ラ複文ニ必要ナ文字ノ使ヒ方ヲ授ク

支那語科 (男子一箇年) 主トシテ支那貿易事業ニ從事セントスル者又ハ從事シツ、アル者ノ爲ニ最モ實際的ニ必要ナ支那語ヲ教授ス

珠算科 (男子六箇月) 會計其他種々ノ計算ニ必要ナル加減乘除速算ニヨリ

進テ開平開立等ノ諸法ヲ教授ス

晝間專修科 本科ハ年限ヲ一箇年トシ午前八時ヨリ午後四時迄ノ間ニ於テ入學者ノ希望ニヨリ適宜時間割ヲ作り商工業ニ關スル一般ノ教育ヲ施ス

商業科 修身、商業要項、簿記、商業數學、英語

工業科 修身、工業一般、數學、英語

學年制商業科 (男子、女子一箇年) 商事要項、簿記、商業算術、英語、國語、珠算等ヲ授ケ商業ニ關スル一般的智識ヲ得セシム。

尙次ニ補習專修科入學心得ヲ舉ゲテ入學ノ參考ニスル。

補習專修科生徒入學心得

一、本校專修科ハ三箇年若クハ四箇年ニテ卒業スベキ商工ノ專門ノ教育ヲ一學年六箇月ヅツニ隔日ニテ『なしくずし』ニ教授スルモノナリ

二、專修科入學希望ノモノハ商工專修學科ノ種目中任意三科目ヲ選ビ毎日登校シ三學科ヲ兼修スルコトヲ得

三、專修科生徒ニ對シテハ學修科目ニツキ臨時及學期末試驗ヲ行ヒ修業證書ヲ授與ス

四、科目ハ或ハ三科目ノ兼修ヲ修業シタルモノハ更ニ他學科ヲ撰ビ新科目ヲ專修シ漸次專門ノ教育ヲ完了スルモノトス

五、入學者ハ本校規則ヲ熟讀シ自己ニ最モ關係深キ專修學科ヲ選擇スルコトヲ要ス

六、授業時間ハ次ノ如シ但シ夏季冬季ニ於テ多少相違アリ

女子 午後四時—六時 男子 午後六時半—九時半

七、學科ノ種類ニヨリ專修科入學試驗ヲ行フコトアリ

八、入學金及授業料ハ之ヲ徴收セズ

九、本校通學生ハ電車割引券ヲ與ヘラル、ニ付入學後ハ事務室ニ於テ請求スベシ

一〇、通學證ヲ學校ヨリ交附セラレタル時ヲ以テ入學ノ認可ト心得フベシ

市立大阪實業學校補習專修科
補習講習科規程

第一章 總 則

第一條 補習專修科並補習講習科ハ工業又ハ商業ニ從事シ若クハ從事セムトスル者ニ對シ特ニ簡易ナル方法ニヨリ其業務ニ必須ナル智識技能ヲ授ケ併セテ國民トシテ必要ナル徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 補習專修科、補習講習科ハ授業料ヲ徴收セズ

第三條 本規程施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

第二章 補習專修科

第四條 補習專修科ニ男子部及女子部ヲ置キ各部ヲ更ニ工業專修科及商業專修科ニ分ツ

第五條 前條各分科ノ教科目修業期間並ニ每週教授時數ハ市長ノ許可ヲ受ケテ學校長之レヲ定メ生徒ニハ修身科ノ外其ノ志望ニ依リ一科目又ハ數科目ヲ修メシムルモノトス

第六條 學年及學期ニ關シテハ本校規則第七條及第八條ヲ準用ス

參照(本校規則)

第七條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條 一學年ヲ左ノ二期ニ分ツ

第一學期 四月一ヨリ九月三十日ニ至ル

第二學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第七條 定期休業日ハ本校規則第九條所定日及毎月末日トス

參照(本校規則)

第九條 定期休業日左ノ如シ但シ學校長ニ於テ必要ト認メタル時ハ全校又ハ一部ノ授業ヲ休止スルコトヲ得

一、日曜日、祝日、大祭日、學校創立紀念日

一、夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

一、冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

一、學期末休業 三月二十七日ヨリ三月三十一日ニ至ル—九月二十六日ヨリ九月三十日ニ至

本 論

第八條 入學及退學ニ關シテハ本規則第九條及第十條ニ定ムルモノノ外本校規則第十條第十一條第十四條及第十五條ヲ準用ス

參照(本校規則)

第十條 本校工業本科及商業本科ニ入學セントスルモノハ年齢十二歳以上ニシテ尋常小學校卒業以上ノ學力ヲ有シ品行方正身體強健ナルモノタルヘシ

第十一條 入學志願者ハ本校所定ノ願書ニ履歷書ヲ添ヘ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第十四條 生徒退學セントスルモノハ其ノ理由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

第十五條 生徒引續キ無届缺席一箇月以上ニ亘リタル時ハ除名スルコトアルヘシ

第九條 教科目ノ種類ニ依リ必要アル場合ハ學校長ニ於テ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

第十條 入學志願者募集人員ニ超過シタルトキハ左ノ順次ニ依リ入學ヲ許可ス但シ學校長前條ニ依リ入學資格ヲ定メタル場合ニハ必要ナル學科ニ就キ選抜試験ヲ行フコトヲ得

- 一、既ニ一科目以上ヲ修了セシモノ
- 二、引續キ二回以上出願セシモノ
- 三、年齢少キモノ

第十一條 補習專修科修了者ニハ其ノ成績ヲ考查シテ修業證書ヲ授與ス

第十二條 生徒賞罰ニ關シテハ本校規則第十九條及第二十條ヲ準用ス

參照(本校規則)

第十九條 本校生徒ニシテ品行方正學力優秀若クハ精勤ナル者ニハ賞狀又ハ賞品ヲ授與スルコトアルヘシ

第二十條 本校生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退學ヲ命ス

- 一、校規ニ違背シタル者
- 二、出席常ナラサル者
- 三、不都合ノ行爲アリタル者
- 二、成業ノ見込ナキ者

第三章 補習講習科

第十三條 補習講習科ノ科目講習期間講習時數及入學資格等ハ市長ノ認可ヲ受ケテ學校長之ヲ定ム

第十四條 補習講習科ノ科目ヲ修メ其ノ出席時數十分ノ七以上ニ達シタル者ニハ講習證書ヲ授與ス

但シ特ニ志望アル者ニハ學力試験ヲ行ヒ成績證明書ヲ授與ス

◎補習專修科并ニ補習科講習教科目

男子夜間工業專修科

工業物理	六箇月	六時間	工業物理	六箇月	六時間
工業化學	同	同	機械工作	同	同
實用數學	同	同	機械材料	同	同
高等數學	同	同	機械實驗	同	同
普通製圖	同	同	應用化學	同	同
機械製圖	同	同	原動機工作	同	同
建築製圖	同	同	冶金	同	同
			金屬工業	同	同

機械工作	同	同	電氣工學	同	同
製造化學	同	同	分析實習	三箇月	同
電氣化學	同	同	旋盤實習	同	同
飲料化學	同	同	電氣實習	同	同
意匠圖案	同	同	木型實習	同	同
裝飾畫	同	同	鍍金實習	同	同
家具實習	同	同	鑄物實習	同	同

男子夜間商業專修科

商業簿記	六箇月	六時間	球算	六箇月	六時間
銀行簿記	同	同	商事要項	同	同
商業算術	同	同	商業法規	同	同
商業他理	同	同	經濟	同	同
商業作文	同	同	英文タイプライター	同	同

商業實務	習字	英語初歩	英語中等	英語高等
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同
同	同	同	同	同

備考

一、商工業專修科共一週一時間ノ修身ヲ課ス
二、一週二回三時間ゾ、教授ス

男子晝間工商業科

科別	修業時間	教授學科	一週教授時數	摘	要
工業科	一箇年	數學外三科目	十時間以内		午前八時乃至午後四時ニ於テ一日二時間或ハ三時間教授ス
商業科	同	簿記外四科目	同		

女子夕間工業專修科

教科目	修業期間	授一週教時數	教科地	修業期間	授一週教時數
工業分析	六箇月	六時間	意匠圖案	六箇月	六時間
金屬工業	同	同	裝飾畫	同	同
製圖	同	同	家事裁縫	一箇年	同

工業分析	六箇月	六時間	意匠圖案	六箇月	六時間
金屬工業	同	同	裝飾畫	同	同
製圖	同	同	家事裁縫	一箇年	同

女子夕間商業專修科

教科目	修業期間	授一週教時數	教科目	修業期間	授一週教時數
商業簿記	六箇月	六時間	珠算	六ヶ月	六時間
銀行簿記	同	同	商事要項	同	同
商業算術	同	同	商業作文	同	同
商業實務	同	同	英語高等	同	同
英語初歩	同	同	英文タイプライター	一ヶ年	同
英語中等	同	同	コレスポонденス	同	同

備考

一、商工業專修科共一週一時間ノ修身ヲ課ス
二、一週三回二時間ゾ、教授ス

女子夕間商業科

本論

科別	修業期間	教授學科	授一週教時數	摘	要
商業科	一箇年	簿記外六科目	十二時間	一日二時間	

男子夜間商業科

科別	修業期間	教授學科	授一週教時數	摘	要
商業科	一箇月	簿外六科目	十八時間	一日三時間	

補習講習科

講習科目	時期	一回ノ時間及回数	講習科目	時期	一回ノ時間及回数
實用圖案 ペイントグラス 塗料及塗料使用法 電燈廣告 寫眞技術	不定	三時間十回	電氣分銅 彫金 電氣鍍金 鍍金着色 合金	不定	三時間十回

硝子工業	同	金屬熔接	同
測量	同	通關手續	同
商品荷造	同	商品陳列	同
外國爲替	同	ウインドウ裝飾	同

第三節 商業及工業の實習教育

實業補習學校の職業的教科は、都市に於ては、商・工に關係するものが多いしかし、特に大都市に於ては、商業と工業との内更に分科に別れて居る、例へば、商業に關しても、銀行業の如き主として金融のみの地域、或は仲買取引等の如き現物の賣買のみの商域もあれば、倉庫業者問屋業者又は賣藥専門の店舗のみが集合して居る地域もある。

工業に關しても、大都市に於ては、此の傾向が明かに認められる、造船業を盛に行はるゝ地域、機械製造のみの地域、或は、指物専門の製造屋の集まつて居る所、貝ボタン、ブラッシのみの製造を行つて居る地域と言ふやうに大體大

都市の職業的の地區が別れて居る。

かくの如き關係上、往々商工業の補習學校では、一般概論的の基礎教授は凡て之を排泄して直ちに職業専門の教育殊に、株券、倉庫、造船、發動機等直ちに其の専門の教授と實習に就て教育した方がよいとの議論が起り易いのであるしかし、如何に實業補習學校の教育が、職業中心主義で進まなくてはならぬとても、亦教授の時間が少くて困ると言つたとても、數學を教へて居ないものに機械の教授は出來ぬし、簡単な製圖が教へられて居ない生徒に機械の事を教へても、全然解る筈があるまい、商業に於ても、然りである、如何に株券賣買のみの商買であると言つて、株券の事だけ教へ、銀行や手形、倉庫其の他商業機關のことを教へぬ譯には行かぬ、のみならず、凡そ工業の場合に於ても數學を教へ、製圖を練習させると言ふことが即ち機械の教授の一部になるやうにすれば、機械の教授は非常によく授けられ、實業の成績が擧る、都市の或る地方は株屋の店員を勤めて居る少年のもの許りの補習學校の一學級であるからと言つ

特殊の業務に關係するもの
にせよ一般の業務にせよ
必要にしては必ず

職業學科
の教授方法

て、株券の事計り教へて置いては、却て銀行や郵便電信や、爲替のことが教へられないため、結果株式店の商業のためにも、生徒として學ぶ本人の將來にも不利益である、如何なる商業地區の補習學校に於ても、商業科の職業學科目としては商事要項の必要であることは勿論である。

かくの如き關係のものであるから職業的教科の相互の關係と、職業的教化として、職業的科目を定めるには、非常に周到な注意をしなければならぬ。

又高等の實業補習學校に於て、開設する職業的學科目は、以上の注意と共に主として、技能の實習に屬する職業科目を設けて、短期で、一技能、一教科の熟練を了して、其の科を修業するやうな類のものを擧げなくてはならぬ、商業に於ては、銀行簿記、工場簿記、タイプライター、外國爲替支那語、速記の如きものであり、工業に屬するものでは發動機、鍍金、鑄金、指物、電氣側定、圖案、分析などの如きものである。

實業補習學校の教育は必ずしも、専門の職業専門學校の教育のやうに、直ち

高等實業
補習學校
の教科目

實業補習

に職業を以て卒業の翌日より立つべき筈のものではない、職業的教化によつて將來の職業に對する基礎を作るにあることは論を俟たぬところである、しかし實際、實業補習學校の經營上最も困難を感ずる點は、毎學期の始め生徒の募集と、此の募集した生徒が缺席せず半途退學せぬやうに指導しなければならぬこととである、然るに、實業補習學校の職業的學科が、直ちにと迄は行かずとも多少實際に役立つて、實業補習學校の職業學科の教育が、其の卒業生の日給を昇らしめ、又は其の社會的待遇が昇るやうになり、亦は、實際社會に出で、自ら誇るに足る一種の技倆が事實出來たと言はしめ感せしめる位迄に、職業學科の效能を表はさなければ實業補習學校の教育は振はぬのである、即ち生徒は減じ教育の熱がなくなるのである、故に教育即ち國民教育と言ふ高遠な理論からはツマラスことかも知れぬけれ共、元來現在の日本に於て、他の中等學校に入學せず止むなく實業補習學校に通學すると言つたやうな程度の家、又は其位の人々が周圍に居るところに生活する青年少年の生徒を多數に收容して教育する

以上、謂ゆる、實業補習學校の教育上の理想論は暫く之を撤して、先づ職業學科の教育を彼等に十分に與へるやうに苦心しなければならぬ、而して、此の爲めに、最も能く成績の認められるものは、實習科目である、即ち幾度かの練習による珠算、作文、習字、タイプライター其の他工業科では工場で機械を取扱つてする作業は凡て此れである此等の職業科目は、比較的に短期で、其の大意を了解し、一定の程度迄熟達すれば其以上は、日々是に關係のある仕事に従事すれば自ら巧妙の域に達することが出来る、(第二節學級編成の章参照)此等の學科に對しては、其の成績を努めて善くするやうにすることは、實業補習教育の理想ではないが、實業補習學校の教育振興の一策である。

農業補習教育

農村實業補習學校の數は、今や、全國公立八三七八校、私立八五八〇校に達して居り、大正八年調査によれば、其の經常費九十九萬餘圓であつて、大正十年は、其の約二倍、即ち貳百萬圓内外である、此の教育費は、一箇年一校平均

數十圓であるけれども、此の僅少な平均經費によつて、如何に多くの農村小學校卒業者が學校教育の薰化を受けつゝゐるかを考へれば、農業補習學校は、少額の教育費に反比例して偉大な國民教育を行ふ機關であるかを知る事が出来る。

しかし、農村の實業補習學校に於て設ける、農村の職業教育は、全然、其の地方化的順應がなければ、効果が無い、土地の狀況、産業の種類、勞力需用の狀況、副業に關する關係をも調査し、其の民性、風土の向ふところを察し、其の缺を補ひ、新しき産業を興し得るやうな設備と教育方法を要する。

農業補習學校に通學する生徒の多くは、已に農事に關しては普通の知識と熟練とを有して居るものが多い、殊に彼等は日夜、田畑、菜園、桑園に親しむ間にも、自然、農事に關しての知識と熟練を得るものである、故に農業補習學校の教育は若し、相當の時間と費用を費して、學校に通學して居る以上彼等が將來農業としての職業生活に價値ある、學理（卑近實際）と實際とを授けて、直ちに之を農業に應用し得るやうにしなければならぬ。

更に農村補習教育の注意すべき事は、職業教育と共に、彼等公民教育の徹底に注意すべき點である、即ち職業教育の成敗は、公民教育の良否如何にあるからである、農村の子弟は日本に於てのみならず、獨逸、亞米利加に於ても、早熟の傾きあり、早くより喫煙し飲酒する傾向が一般にある、彼等に對して、國家を思ひ且社會に對する責任を自覺せしめる事は、農業補習教育として最も直接須要な事項であると思ふ。特に、農業に於ては、前期及後期の實業補習學校教育年限は各々三年迄とすることが出来るやうにしてある、此れは、農業補習學校に於ては、農繁期を除くときは一年の教授が僅少であると言ふ理由から、商工補習學校の年限が、前期後期共二年にしてあるに對して、何れも三年とせられて居る、従て生徒の年齢に於ても、他の實業補習學校生徒に比して、二箇年だけ、年齢が進んで居る譯である、此點は、農業補習教育に於て、特に教育上注意すべき事項であると思ふ。

農業補習教育は、都市の商工業補習教育に比して、最も青年團處女會との關

係の深いものであつて、農業補習學校生徒の大部分は青年團の團員であり、農業補習學校の教育の仕方によつて青年團の良否が決定せられ、青年團の組織の良否によつて、農業學校の成績の如何が決定せられること、思ふ此の點については、後編の章を參考せられたい。

第四節 實業補習學校普通科教育と職業教化

實業補習學校の新規規程によれば、實業補習學校に於ては、前期二箇年の教育は、主として普通教科を以て之に當て之に職業科目を配し、後期の二箇年若くは三箇年は職業科目を主とし、此に普通科目を配當すべし、と規程せられて居る。

普通學科は、尋常小學校に於て、已に其の主要の教育を終つたものである。併し、我國の尋常小學校の教育義務年限が八箇年に延長せられたとて、現代の日本國民としての、日常生活に必須な普通學の智識は十分に備はるとは斷言出來ぬ、況んや、六箇年ばかりの尋常小學校を以て、如何に完全な小學校教育者の手を経たとても其れ丈けを以て國民教育を十分に施し得たとは言ひ得ない、

小學校の
實業補習
教育の基
礎

即ち、將來の日本の國民として十分な國民的の教養は出來やう筈がない

實業補習教育は、其の職業教育を能く了解して此れを活用せしめるやうに生徒に教へ込まうと思へば、凡ての點に於て、普通學科の確固たる知識を與へて置かなくてはならぬ、而も、修身國語、理科、英語等の普通學科が或は直接に間接に職業學科の教授に幾多の便利を與へるのみではなく、彼の實業補習教育の大精神である、眞摯なる國民を教育し、所謂忠良な國民として、社會國家に奉仕するの精神を涵養するの一大資料となるのであることを忘れてはならぬ。

而し、茲に注意すべき事は、實業補習學校は從來、多くは尋常小學校に置かれ小學校の訓導の兼務であつた關係上、職業學科に對しては、適當な教師がないために、其の成績が舉らず、爲めに、實業補習學校は宛然、小學校に於て設けられる尋常小學校補習科との差違を認め難い似而非實業補習學校も少くなかつたのである。

此の傾向は、獨り我國のみではなく、獨逸等に於ても地方の小學校に設けら

れて居る實業補習學校に於ては動もすれば、元來普通學科なるものは之を以て職業學科の基礎となす性質のものであることに考へ及ばず、單に尋常小學校の教科の復習の如き教授上の取扱ひをなすものがあつて困ると言ふことである、此の點に於て普通學科は實業補習學校の教育上、單に、尋常小學校の教科の補習としてに止まらず、進で、彼等少青年が其内に教育さるゝ筈の職業的教科の十分なる了解と、其の應用とに關係を有するやうに教授しなければならぬ、而し、實業補習教育は尋常小學校の卒業生に對して、「其の眼を蔽うて人生の行路を辿らしめ」偏重な智識に拘泥して、趣味ある人生を乾燥ならしむるものではない、故に常に普通學科に於ては、修身、公民科、國語、數學、英語等に於て眼界を世間の大勢に注ぎ、國家社會の一員たる大なる抱負を高所に有せしめなければならぬ、と同時に所謂る、單に凡庸なる未熟者として、多くを知りながら、何等一事にも熟達せぬやうな人を作らぬやうにしなければならぬ。

此意味から、實業補習學校に於ては其教科目中普通學科の教授にも大に注意

實業補習學校は職業に従事する機械を作らな

實業補習學校は教化のある學校

を要せるが、更に實業學科即ち職業學科目に對しては、其の教育の精神を明かにして之を堅實に修得せしめるやうに留意しなければならぬ。

普通學科に通じて、之を能く學びたるものは、眞に、社會的生活との自覺を修養し得る如く、職業學科に於ても一學科を學び一實習を行ふ場合には其の仕事、其の熱心、其の勤勞、其の忍耐、其の苦心は、何れも、個人として偉大な修養になり團體としては協同互助の修養になる故に職業學科の實習を通じて、忍耐、勤勉、協力一致、秩序、正義の精神を涵ふに至るのである。

實業補習學校は、生徒に對して職業的教科を施して、他日生徒の獨立した時の爲めには一個の職業準備教育に供することは、勿論であるけれ共、普通の場合に於て一般的には、實業補習學校が職業學校又は、専門學校と多少異なる點は、専門の職業學校が職業を習ふといふ直接の實習や實際生活に關係させることを主として實際經營法を教へるに比べて實業補習學校は寧ろ其の職業の根本となる基礎教育を行つて、此によつて國民を教化する、教化學校であることを忘れて

はならぬ。

實業補習學校の職業教科は、以上の點に於て、(一)は職業の習熟と、(二)は其の職業の教育教授或は其の實習に於て生徒自ら道德的の修養をすることを目的とするのである。

普通學科
職業學科

以上叙べた通り、實業補習學校に於ては普通學科の教育は、職業學科の成績の能率を擧ぐる爲めに必要な半面の主張を有するものである、故に、普通學科の取扱ひは、凡て其の材料の取捨選擇に注意して、常に生徒の日常生活と職業の達目の實習又は教授に關聯して、互に相調和して相助けて實業補習教育の目的を達するやうに其の教材を選択し之を配當すべきである。

晩近、獨逸の實業補習學校は著しく、教科目的職業でなくてはならぬとの主張が盛んになつて來た、其の一例として、ヘッセンナツツの郡農會に於ては、次の如く言つて居る。

「農業補習學校の目的は小學校教育を繼續し、擴大するのではなく、市町村の

堪能有爲なる一員を教養するのにある、即ち

「農業補習學校は、其生徒をして將來に就ての準備をなさしめ、今日の經濟的生活の特徴たる、生存競争場裡に凱歌を擧ぐるやう指導すべきである」

「ウエストフアーレン」の補習學校會議は決議して

補習學校は普通教育及道德教育の外職業教育により職業に就かなくてはならぬ小學校の卒業者に對して職業的知識を與ふることを主なる任務とすべきである」

「ブランデンブルグの補習學校協會に於て校長ギルレ氏は」

補習學校にして其の要求せられる所を實行しようと思へば、多少の職業的學校の色彩は免れぬのである、故に從來の小學校の教科目の知識を補充する教育の如きは過去の遺物に過ぎない」

要するに、普通教科、實業教科共に、實業補習學校の前期、後期の差違によつて、其の力の入れ方は多少の相違はあるが、結果より言へば、普通科は凡て職

業學の教育を擴大するために其の材料の選擇に特に注意して、兩者は、其の目的を同一の方向に向けて進まなければならぬことは、補習教育上最も重大な注意點である。

第五節 晝間補習教育

元來實業補習學校の後期の教育は之を晝間の教授に改むべきものである、英國の新教育會の如きは已に之を實行することを規定して居るがしかし、從來は勿論今日に於ては我國の補習教育は悉く夜間教授に限られて居る、併しながら夜間の時間を利用して通學する生徒は晝間の勞務より生ずる疲勞を忍んで通學するのであるから稍もすると教育の効果の上から面白からざる現像を呈する事がある又都市に於ては多數の子弟の中には執務時間の都合上夜學通學が出来ないで却て晝間に一定の時間内に於て通學することが便利であるものもある、其他職業の種類の上から色々の事情の爲めに寧ろ晝間に學習したい希望者も多い此の二三の理由のもとに大阪市立實業學校では晝間補習專修科を開設して補習教

育を實施したのである、これは實に我國に於ける晝間補習教育の嚆矢である、と言つてもよいと思ふ開設當時は直ちに七十六名の入學者あり生徒の出席歩合も平均七八%の好成績を挙げ爾來年々生徒數増加し盛況を呈して居る左に開設當時に於ける入學者の職業と人員とを表を以て示すことにする

店員	一七	職工	七	雇吏員	二
配達夫	七	銀行員	二	事務員	一
會社員	一一	自家營業	一	農業	一
無職	二七	計	七六		
				以上ハ夜業長時間勤務ヲナス職業ニテ翌日休業ヲナス青年多シ	

將來我國の補習教育が、義務教育制度に改められた暁には此の微々たる一例が一個の參考資料となることがあれば望外の幸である



工業補習生徒の鍛工工場に於て計度實習の状況

第六節 實業補習學校の社會的教育

實業補習學校は、其學校の中に籠城して、日夜通學して來る生徒に對して職業教科中心主義の國民教育を授くべきことは前に述べた通りである、併しながら、都市に於て、實業補習學校の數が少く、又は町村の形の上から、中央の一枝に通學するのに、非常な困難のある場合には、學校に通學の出來ぬ事情のあるものに對して、市町村の中適當

な場所を定めて、約一週間、或は十日間、或る特殊な學科に就て講習を行ふのである、此の講習は尋常小學校卒業以上のものは、何人にも之が聽講を許し、自分の職業に直接關係のあるものは勿論、さなくとも、其の業務の關係上聽講を希望するもの、來聽を許可するのである。

此の計畫は、多くの費用を要せず、實業補習學校の存在を其の社會教育上の權威を外に知らしめ、動的に補習教育の重大なことを宣傳する一助にもなる、次に舉げた「大阪市第二十二回商業徒弟補習教育講習は學校の内部で行つたものであるけれども、其の生徒の募集と、講習の目的及方法の概要を知ることが出来ると思ふ。

大阪市第二十二回商業徒弟補習教育講習生募集

實務ニ従事スル青年子弟ニ對シ其ノ業務ノ實際ニ最モ適切ナル事項ニ關スル知

本論

能ヲ修得セシメ且ツ常識ノ發達ヲ計リ時勢ノ要求ニ應シテ其ノ能率ヲ増加セシメントノ趣意ヲ以テ本市ハ數年前ヨリ市内各所ニ於テ、徒弟補習教育講習會ヲ開催シ來レリ今回同様ノ趣旨ニ依リ陳列裝飾法ニ關スル講習會ヲ開催ス入會希望ノ向ハ左記要項熟覽ノ上本市教育部ニ申込書ヲ差出サルヘシ

大正十年二月二十三日

大 阪 市 役 所

募 集 要 項

- 一、講 師
- | | |
|-------------|---------|
| 大阪府立商品陳列所技師 | 井 岡 大 輔 |
| 高島屋飯田吳服店意匠部 | 高 岡 義 次 |
| 東京電氣株式會社技師 | 高 見 祥 平 |
| 市立大阪實業學校長 | 岡 篤 郎 |

- | | | |
|----------|----|---------|
| 同 | 教諭 | 丹 羽 賢 |
| 資生堂大阪支店長 | | 櫻 井 六 郎 |
| 大丸吳服店意匠部 | | 丹 羽 剛 |

一、講 習 要 目

一、頭裝飾店ノ意義

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1 陳列裝飾ノ變遷 | 2 陳列裝飾ノ目的 | 3 街路ト建築 |
| 4 建築ト店飾 | 5 商品ト店飾 | |

一、シヨウインド

- | | | |
|------------------------|----------|---------------|
| 1 陳列窓ニ就テ | 2 陳列窓ノ計劃 | 3 陳列ニ要スル道具及用法 |
| 4 窓ノ飾リ方(釣合、調和、裝飾物、單純科) | 5 背景ニ就テ | 6 雜 感 |

一、照 明

一 陳列裝飾法ト照明法

一、商品賣買ノ心理

- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| 1 顧客ノ心理ト商品 | 2 注意ト欲望ト満足 | 3 セールスマンシップと販賣術 |
|------------|------------|-----------------|

本 論

一、陳列裝飾ト色彩法

色ノ原理

1 靜的色彩ト動的色彩 2 商品ノ色彩ト背景ノ色彩 3 晝ノ色彩ト夜ノ色彩 4 流行ト色彩

一、シヨカード取扱方

1 シヨカードノ利用法

2 同上書方

3 晝類

一、見

學

三月二十日(午前九時ヨリ正午迄)

三月二十二日(午後六時ヨリ九時迄)

一、講習期間

大正十年三月十二日ヨリ同月二十三日迄

ノ間ニ於テ十日間毎日午後六時半ヨリ八時半マデ(十三日及二十一日ヲ除ク)

一、會場

市立大阪實業學校(市電堂島大橋下車西ノ辻南へ入ル)

一、募集人員

約百名

一、應募資格

普通教育ヲ卒へ陳列裝飾ニ趣味アル者

一、申込期限

大正十年三月九日トス但シ豫定人員ニ滿

チタル時ハ該期間内ト雖モ申込ヲ謝絶スルコトアルヘシ

一、申込方法

左記様式ニ依リ書面ニテ申出ヅルコト
(有紙半紙)

第二十二回商業徒弟補習教育會申込書

大阪市……………番地

(方陣列裝飾法) 氏 名

年 月 日生

最終學歷……………卒業

右講習聽講御許可相成度申込候也

年 月 日

右

氏 名

大阪市役所教育課御中

一、講習料無料

講習上ノ注意

一、講習許可を得たる者ニハ開會前日又ハ當日講習券ヲ交附ス

一、講習券ヲ持參セザル者ハ入場スルコトヲ得ス

一、筆記帳及鉛筆ヲ携帶スルヲ便トス

一、毎日出勤ヲ調査シ七日以上出席セル者ニハ講習修了證書ヲ授與ス

第七節 青年團及會社、工場商店の補習教育指導

大正十年の實業學校令の改正は、市町村に於て實業補習學校を設置する場合に於て、一般の實業學校設置の場合と同じく「特に土地の狀況に依り須要にして小學校教育の施設上妨なき場合に限る」と言ふ制限を撤廢して、郡市町村、學校組合、農會、同業組合等に對しても實業補習學校の設置の權能を認められたのである。

此の改正の精神は、實業教育と實業界との密接な關係を保持し、社會の實業的發展を計るために、最も善い結果を希待したことであつて、實業補習學校の民衆化のためには誠によい改正であると言はなければならぬ、即ち、青年團の如き、全國三百萬に近い團員を包括して居る團體は其の一單位が、會社、商店、工場、等に働く人々によつて組織されて居る場合には、其の同業組合は各々其

の會社、工場、商店に働いて居る人のために實業補習學校を設けることが、出来るのである。

從來、大工場、大商店に於ても、其の會社、商店内の青年のために、夜學又は實業補習學校を設けて居るものが少くない、しかし、其の多くは、不完全な組織で、申譯的に教師を置いて、休課や缺課が多い一私立學校として認められて居たのである、それにしても職業教育の爲めには、非常に有効な結果を遺したものであつて、中には會社の營業の廣告のため、一つは工女事務員の吸收策として行ひ來つたものもある、しかし此等の商店、工場内の夜學校に巨離の遠くなく、私的補習學校の教育は、全然職業教化と言ふものを缺いて居つたものであつて、國民教育又は公民教育の精神は殆んど省られなかつたのである。

然るに、今回の新しい實業補習學校の改正は、同業組合に實業補習學校を許して、一個の純然たる實業補習學校を認めるのである。

此等の教育は公立の府縣立又は市町立の補習學校と違つて、其の實業界を背

影にし、實業社會の人々の盡力によつて出来る關係と、若し之を眞面目にやれば眞に意義のある職業中心の實業補習學校が出来て、我國の職業教化としての國民教育上に偉大な貢獻をするに至るであると思ふ。

斯の如く、同業組合、及農會等に於て從來公然認められなかつたものに、實業補習學校の設置を認めたことは事に思ひ切つた果斷であるが、以上の同業組合、農會が此れを設置しなければ、何等の利益を擧げることが出来ないのである。此は、青年團の幹部、地方の實業補習教育の關係者が努力して、法令改正の精神を十分に宣傳し、此の改良の精神を直ちに實行して、眞に實業界の畑から、實業補習學校の教育の範となるものを作らなければならぬ。

第八節 小學校教員の補習教育指導

「實業補習教育は實業補習學校の教師の取り扱ふべきものであつて小學校教師の與り知らざる所である」と言ふ風は今日の教育界一般に見られる所である、中學校、女學校、商業學校、師範學校何れも多くは實業補習教育に没交渉に立



工業補習生徒の工場に於ける實習の前説明教授の實況

つて居る。

しかし、實業補習教育を全然顧慮しない小學校の教育は、路上を足元ばかり見て腑下眞進する人のやうなものであつて、周圍の事情が解らぬ、天空の星に許り氣を取られた天文學者のやうに世界の事情が解らぬのである、何時深い溝に落ち込むかも知れぬ運命に立つて居るのである。

我國の国情は、實業補習教育を直ちに義務にも改正しなければならぬのであるが、財政上の事情の爲めに暫く、任意の補習教育制度を採用して居るのである、小學校を卒業したれば、中學校、女學校、師範學校、商業學校に入學することの出来る家庭の生徒を以て、我國の國民であると許り思つて肝心大多數の尋常小學校の卒業との補習教育を如何にすべきかを念頭に置かないやうでは、小學校の教師としては、國民教育を托するに足らないと思ふ、我日本帝國の産業界を勃興させたり、此を衰微させたりするに大に關係の深いものは尋常小學校を卒業して中等學校へ入學する一部小數の小學生でなく、大多數の尋常小學校卒業の儘で家業に、仕事に従事する國民でなくてはならぬ。

此の故に、尋常小學校の教育は、已に、國民の實業補習教育を前途に考へなければならぬ、小學校の教育の結果の良否は、補習學校の教育の良否を決する一要件になり得るのである。

殊に尋常小學校の卒業後、生徒が實業補習學校に入學することは、中等學校の半途の退學より何程か有効で有利であることを教へると言ふことは、實業

補習學校の成績にも重大な關係を有するのである、小學校の教師に従事して居る教員の人々が眞に國民教育上、實業補習教育なるものが今日の我が日本帝國の將來の産業的發展に何程の大關係があるかを了解しないやうでは以上補習教育のことを考へることが出来ない、故に實業補習教育の振興の要件として、第一に小學校の教育者の人々に補習教育の眞意味を教へなければならぬ現今の師範學校では、生徒の教育学、教授法の講義に實業補習學校の組織や經營のことを全然教へないものが多い、教育の社會化だの、社會教育だのと言ふことは、口先許りであるから師範教育が自然に市の中から、山の中へ引込んで行くのである。

それ故に、補習學校の教育の振興の第二としては、小學校の教師を養成する本山である。師範學校に、補習教育の重大である事を宣傳しなければならぬ、此は聽て師範學校の卒業生が町村の小學校長となつて補習學校に關係して、一村の教化の中心となる一つの序幕を拓くものである。



工業補習生徒の鍛工場にて作實習の状況

補習學校の教諭として、小學校の教師を直ちに採用することは法規の上から出来まいが、補習學校に小學校の教師を採用して、適當な一部の學科を教授させることは、補習教育の上から便利が多い、補習學校教員養成所や師範學校では、此の意味で小學校の教員を招いて、時々實業補習教育の大勢や、職業學科目の講習を授けて、實業補習學校に働かせることは誠に必要なことである。

第九節 卒業生の職業指導

實業補習學校は其の教育の目的上から、常に生徒の職業の選擇及將來社會に獨立せんとする職業に對する準備を施すことを以て、實質上重大な使命を帯びて居る。

然るに職業の選擇は實業補習教育に止まらず一般の教育に於ても教育を受けるものが常に念頭を離れぬ大問題である、所謂成功者と稱せられる人に就き考へれば、其の事業の成功した原因の第一は其の成功者が業務に携はる前に適當なる業務を選擇して其の長所と其の特異な個性に合致した仕事を選んだと言ふ事に歸するのである、實業補習學校の教育に於ても單に職業學科の教授を施すことにのみ努力する許りでなく、生徒の卒業後其の性質に適切な業務を授けることを研究しなければならぬ、「好きこそ物の上手」とは單に古の諺のみではない、現代の職業的教育は其の精神を茲に置かなければならぬ、生徒が實業學校で教育を受ける迄には已に其の専門の學科を選ぶまでに、一通りは其の専修

しやうとする教科について自己の長所に合するものを選ぶであらうが、愈々學校を卒業する迄には、其の成績と身體の健康、自己の嗜好、趣味、によつて將來の職業として最も其の生徒自身の長所を發揮するやうな種類の業務を見出さなくてはならぬ、此の點については、實業補習學校の生徒としては十分の自己判斷と自己意識があことは言へないのであるから、小學校のみならず實業補習學校の教育に當るものは此點に注意して生徒の業務の選擇に對して常に助言を與へて、之を適所に指導紹介するやうにすることが必要である、適材が適所を得ることは、個人としては其の將來の發展の基礎である國家社會のためには、其の事業の能率を高める所以である。

今次に英國米國で行はれる模範的職業の指導及案内の一例を舉げて參考とする。

卒業生の職業指導に就て

- 一、緒論
- 二、起源
- 三、各種の意見
- 四、スコットランドのエデンバラに於る職業案内
- 五、尋常小學校兒童の教育指導
- 六、高等小學校兒童の教育指導
- 七、實業に關する必要な報告
- 八、高等小學校に於ける職業案内
- 九、職業忠告者の資格
- 十、結論

緒論

今や天然の資源を浪費せずして保存すること一般の輿論となれり之を擴張して人類の財源を浪費せしめざること現今職業案内の試みらるゝ所以なり。

起源

小學校卒業の兒童は其職業を選択する際に只其賃錢のみを顧慮して其職業の將來に關しては一瞥だも興へざるなり是職業案内の起源なり現今の如く經濟の整頓する時には職業を變更するに大困難ありて損失浪費を免がるゝ事を得ざるなり職業の適當及び職工の有効は個人及び國民的成功の基礎と云ふべきなり如何にして此兩者を確實に得べきかは實に職業案内の關係すべき問題と云ふべし少年少女の大多數は職業を選択するに當り熟慮するものにあらずして習慣、世襲、偶然によるものなり或る地方にては出生以來一定の職業に固定するものあり職業案内の初期に於ては職業教育は一地方の實業に適當すること以て満足し職業案内も此等の實業にのみ限られたるものなり職業案内の事たるや新しきものにあらず職業を選択すべき少年少女のある人は必ず先輩につき相談をなす